

「高等学校等(普通科)における法教育の実践状況に関する調査研究」

報告書

平成 27 年 2 月

法 務 省

「高等学校等(普通科)における法教育の実践状況に関する調査研究」

報告書

目次

I 調査概要	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査内容.....	1
3. 調査の対象.....	1
4. 調査時期.....	1
5. 回答状況.....	2
(1) 全体・学校設置主体別の回答状況.....	2
(2) 都道府県別の回答状況.....	2
6. 集計・分析の方法、報告書の構成.....	3
II 集計・分析結果	4
1. 学校に関すること.....	4
2. 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）.....	6
3. 教職員向け研修会等の状況（学校全体）.....	15
4. 法教育の取組とその位置付け（学校全体）.....	24
5. 法教育に関する学習指導の状況（教科等別）.....	28
6. その他の取組、要望について.....	66
III まとめと考察	68
1. 調査結果のまとめ.....	68
(1) 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）.....	68
(2) 教職員向け研修会等の状況（学校全体）.....	69
(3) 法教育の取組とその位置付け（学校全体）.....	69
(4) 法教育に関する学習指導の状況（教科等別）.....	70
(5) その他の取組、要望について.....	73
2. 今後の方策等に関する考察.....	74
参考資料	76
調査票.....	76

I 調査概要

はじめに

本調査は、法教育の更なる充実・発展に役立てるために、全国の高等学校等（普通科）を対象に、平成 25 年度を中心とした法教育の実践状況等を把握することを目的として実施したものである。

本報告書は、全国の高等学校等（普通科）を対象に調査を実施し、その回答に基づき、集計・分析結果をとりまとめた。関係各位及び調査にご協力いただいた全国の高等学校等（普通科）の関係者にあらためて深謝申し上げる次第である。

1. 調査の目的

本調査は、法教育の更なる充実・発展に役立てるために、全国の高等学校等（普通科）を対象に、平成 25 年度を中心とした法教育の実践状況等を把握することを目的として実施した。

2. 調査内容

「学校に関すること」「法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）」「教職員向け研修会等の状況（学校全体）」「法教育の取組とその位置付け（学校全体）」「法教育に関する学習指導の状況（教科等別）」「その他の取組、要望について」の 6 項目について調査した。

「法教育に関する学習指導の状況（教科等別）」では、公民科（現代社会、倫理、政治・経済）、保健体育科（体育）、家庭科（家庭基礎、家庭総合、生活デザイン）、情報科（社会と情報）、特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動）を対象とした。なお、本調査の調査票及び報告書に学習指導要領の内容を掲載する際には、新学習指導要領の内容を掲載している。ただし、回答にあたって、高等学校 2・3 年生、中等教育学校 5・6 年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えて回答していただいた。

3. 調査の対象

全国の高等学校等（普通科）2,345 校を対象とした。その方法として、『全国学校総覧 2014 年度版』『全国高等学校一覧（平成 26 年度版）』を参照して、全日制普通科の学校を選定した。

4. 調査時期

平成 26 年 9 月 25 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

（ただし、平成 26 年 11 月 26 日受領分までを集計・分析の対象とした）

5. 回答状況

(1) 全体・学校設置主体別の回答状況

全体及び学校設置主体（国立・公立・私立）別の回答状況は、次のとおりである。全体の回答率は30.1%である。

図表 1-1-1 回答状況（全体、学校設置主体別）

	全体	国立	公立	私立
回答数	705	3	471	229
送付数	2345	17	1467	861
回答率（回答数/送付数）	30.1%	17.6%	32.1%	26.6%

(2) 都道府県別の回答状況

都道府県別の回答状況は次のとおりである。回答率は大分県が最も高く（63.2%）、沖縄県が最も低かった（17.2%）。

図表 1-1-2 回答状況（都道府県別）

都道府県	回答数	送付数	回答率	都道府県	回答数	送付数	回答率
北海道	58	161	36.0%	京都府	9	45	20.0%
青森県	15	27	55.6%	大阪府	39	158	24.7%
岩手県	10	29	34.5%	兵庫県	36	117	30.8%
宮城県	17	41	41.5%	奈良県	10	30	33.3%
秋田県	10	19	52.6%	和歌山県	2	9	22.2%
山形県	12	22	54.5%	鳥取県	2	9	22.2%
福島県	19	41	46.3%	島根県	5	16	31.3%
茨城県	19	64	29.7%	岡山県	6	27	22.2%
栃木県	17	33	51.5%	広島県	19	69	27.5%
群馬県	12	38	31.6%	山口県	4	18	22.2%
埼玉県	19	100	19.0%	徳島県	4	13	30.8%
千葉県	24	112	21.4%	香川県	3	13	23.1%
東京都	67	306	21.9%	愛媛県	5	22	22.7%
神奈川県	37	165	22.4%	高知県	3	16	18.8%
新潟県	16	60	26.7%	福岡県	23	67	34.3%
富山県	10	22	45.5%	佐賀県	8	17	47.1%
石川県	8	25	32.0%	長崎県	11	31	35.5%
福井県	3	7	42.9%	熊本県	6	21	28.6%
山梨県	4	13	30.8%	大分県	12	19	63.2%
長野県	15	42	35.7%	宮崎県	2	7	28.6%
岐阜県	16	28	57.1%	鹿児島県	13	29	44.8%
静岡県	13	52	25.0%	沖縄県	5	29	17.2%
愛知県	34	103	33.0%				
三重県	12	29	41.4%	無回答	2	-	-
滋賀県	9	24	37.5%	合計	705	2345	30.1%

6. 集計・分析の方法、報告書の構成

本報告書では、主に単純集計結果を示し、回答校全体の傾向を確認している。各設問の回答実数は表に記している（「n=〇〇」と記載する場合や、表の注釈を含む）。集計結果は基本的に表とグラフで示し、その特徴を記述している。これは、調査結果を活用する際に様々なページを参照する手間に配慮したためである。

調査結果は、次の4種類の方法で示している。

- ①重要度や充実度といった度合いを選択肢の中から1つのみ選択する設問は、積み上げると100%になる横棒グラフで結果を示している。これは、例えば、重要度合いを「たいへん重要」「やや重要」「あまり重要でない」「まったく重要でない」の順に示した場合、グラフ下方の目盛りにより、重要と回答した割合（「たいへん重要」「やや重要」の合計）を確認しやすくするためである。
- ②上記①以外で、選択肢の中から1つのみを選択する設問は、小学校や中学校における法教育の実践状況に関する調査研究報告書と同様に、円グラフで結果を示している。
- ③選択肢の中から該当するもの全てを選択する設問は、基本的に横棒グラフで結果を示している。
- ④自由記述により回答する設問は、回答内容をいくつかの観点から分類・整理し、表にまとめている。なお、各設問の回答数の概ね2割以上を占める内容に下線を引き、その中で多く見られる回答を列記した。ただし、図表4-1-2のみ、下線ではなく「◎」で示している。

Ⅱ 集計・分析結果

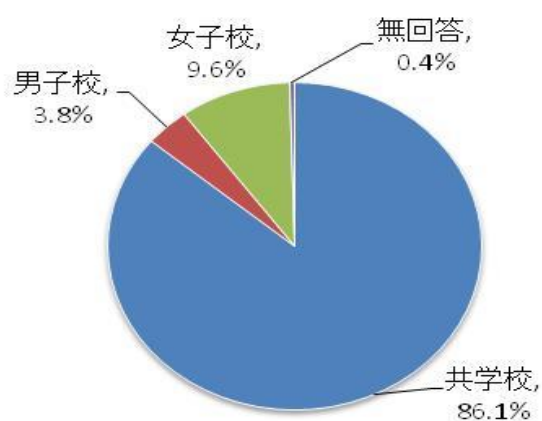
1. 学校に関すること

本調査で回答のあった学校が、男女共学・別学のどちらであるか、高等学校・中高一貫の学校のどちらであるか、非常勤を除く教職員数はどのくらいかを確認する。

男女共学・別学の割合は、「共学校」86.1%が最も高く、次いで「女子校」9.6%、「男子校」3.8%となっている。高等学校・中高一貫の学校の割合は、「高等学校」76.0%が最も高く、次いで「併設型の中学校・高等学校」18.3%となっている。学校の教職員数（非常勤を除く）の割合は、「50～59人」20.9%、「60～69人」19.0%、「40～49人」16.5%の順に高く、これらを合わせると56.4%と、全体の約半数を占める。

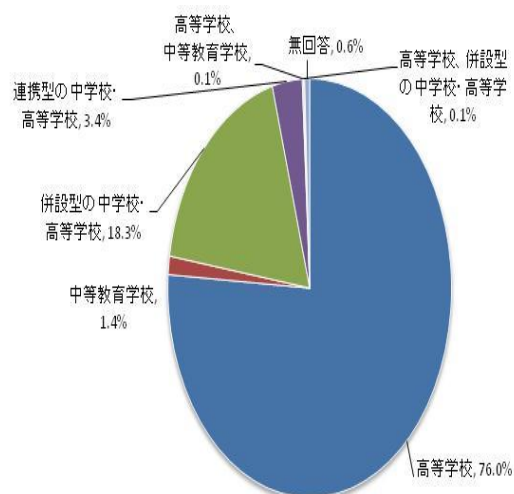
図表 1-2-1 回答校における、男女共学・別学の状況

	実数（校）	割合（%）
共学校	607	86.1%
男子校	27	3.8%
女子校	68	9.6%
無回答	3	0.4%
合計	705	100.0%



図表 1-2-2 回答校における、高等学校・中高一貫の学校の状況

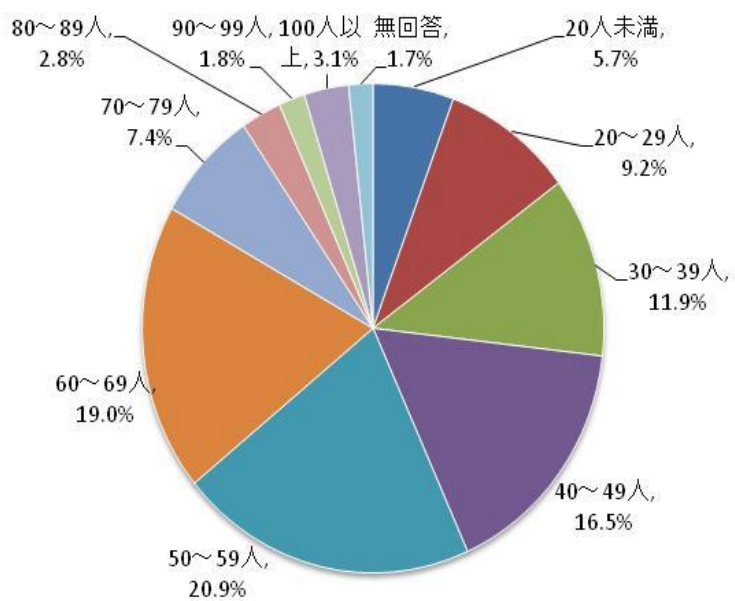
	実数（校）	割合（%）
高等学校	536	76.0%
中等教育学校	10	1.4%
併設型の中学校・高等学校	129	18.3%
連携型の中学校・高等学校	24	3.4%
高等学校、中等教育学校	1	0.1%
高等学校、併設型の中学校・高等学校	1	0.1%
無回答	4	0.6%
合計	705	100.0%



※複数選択を認め、「高等学校、中等教育学校」「高等学校、併設型の中学校・高等学校」の2つの選択肢を足した。

図表 1-2-3 回答校の教職員数（非常勤教職員を除く）

	実数（校）	割合（%）
20人未満	40	5.7%
20～29人	65	9.2%
30～39人	84	11.9%
40～49人	116	16.5%
50～59人	147	20.9%
60～69人	134	19.0%
70～79人	52	7.4%
80～89人	20	2.8%
90～99人	13	1.8%
100人以上	22	3.1%
無回答	12	1.7%
合計	705	100.0%



2. 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）

（1）法律家や関係各機関との連携の状況

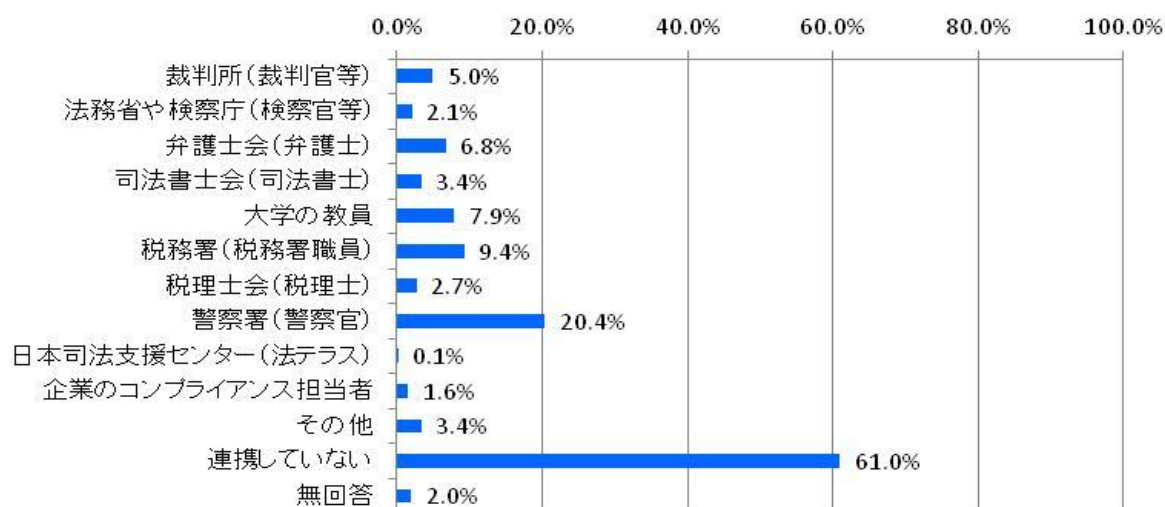
平成 25 年度に、各教科・科目及び特別活動以外で、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動を行ったか、また、行った場合にはその先を確認した。

回答の割合が最も高いのは、「連携していない」61.0%であった。連携先の中で、回答の割合が最も高いのは「警察署（警察官）」20.4%、最も低いのは「日本司法支援センター（法テラス）」0.1%であった。「その他」には、「消費生活センター」「地方自治体」「一般財団法人」「公益財団法人」「弁理士会」「社会保険労務士」「行政書士」「ファイナンシャルプランナー」「高等学校 PTA 連合会」「法学部・法科大学院の学生」等の回答があった。平成 25 年度は連携が進んでいる学校ばかりではないが、連携している場合、その先は多岐にわたる様子が伺える。

図表 2-1-1 法律家や関係各機関との連携状況（各教科・科目及び特別活動以外）

	実数（校）	割合（%）
裁判所（裁判官等）	35	5.0%
法務省や検察庁（検察官等）	15	2.1%
弁護士会（弁護士）	48	6.8%
司法書士会（司法書士）	24	3.4%
大学の教員	56	7.9%
税務署（税務署職員）	66	9.4%
税理士会（税理士）	19	2.7%
警察署（警察官）	144	20.4%
日本司法支援センター（法テラス）	1	0.1%
企業のコンプライアンス担当者	11	1.6%
その他	24	3.4%
連携していない	430	61.0%
無回答	14	2.0%

※複数回答可。割合の分母は総回答数（n=705）。



(2) 連携先を選ぶ際に参考にしたウェブサイトや冊子等

平成 25 年度に、各教科・科目及び特別活動以外で、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動を行ったと回答した学校を対象に、連携先を選ぶ際に参考にしたウェブサイトや冊子等を確認した。

冊子等紙媒体については 14 校、ウェブサイトについては 8 校の回答があった。詳細は以下の図表のとおりである。それぞれの内容には「出前授業の案内」が散見される。

関係各機関からの案内や依頼の他、人的なつながり等から直接申し込むとの回答が 26 校あり、私立学校では「併設や附属の大学」に直接申し込むとの回答が目立つ。

図表 2-2-1 連携先を選ぶ際に参考にしたウェブサイトや冊子等

(各教科・科目及び特別活動以外)

	回答の内容
冊子等	○「ケータイ・スマートフォンの安全・安心な利用を！」 （愛媛県青少年育成協議会） ○大阪府教育委員会からの通知文「教委高第 1375 号」 （大阪府社会保険労務士会員による出張授業への取組について） ○検察庁、税理士会から送られた出張授業についてのパンフレット ○裁判所からの案内文書 ○司法書士会からの依頼文書 ○弁護士会から郵送されたパンフレット
ウェブサイト	裁判所、法務省、検察庁、法テラス、弁護士会、大学

※自由記述で得られた回答（22 校）のうち、主なものについて、要約・集約して掲載した。

（３）連携による教育活動の充実度

平成 25 年度に、各教科・科目及び特別活動以外で、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動を行ったと回答した学校を対象に、その連携により、教育活動がどの程度充実したかを聞いた。

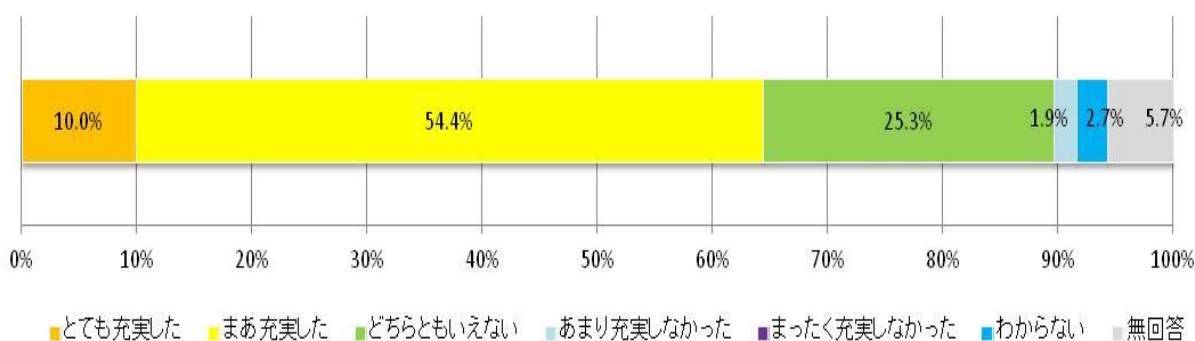
回答の割合が最も高いのは「まあ充実した」54.4%で、「とても充実した」10.0%を合わせると、64.4%が充実したと回答している。なお、「まったく充実しなかった」と回答した学校はなかった。連携した教育活動には課題等が残る場合もあるが、多くの学校で一定の充実感が得られたと推察される。

図表 2-3-1 法律家や関係各機関と連携した教育活動の充実度

（各教科・科目及び特別活動以外）

	実数（校）	割合（%）
とても充実した	26	10.0%
まあ充実した	142	54.4%
どちらともいえない	66	25.3%
あまり充実しなかった	5	1.9%
まったく充実しなかった	0	0.0%
わからない	7	2.7%
無回答	15	5.7%
合計	261	100.0%

※前出2.（1）にて、選択肢「裁判所（裁判官等）」～「その他」を選択した学校（n=261）を対象とする。



（４）連携による教育活動の充実度の理由、効果的であった連携内容

前掲の、法律家や関係各機関との連携により教育活動が充実したか否かへの回答に対し、その理由を確認した。加えて、法律家や関係各機関との連携により教育活動を「とても充実した」「まあ充実した」と回答した学校には、効果的であった連携内容も確認した。充実度の理由に 205 校、効果的であった連携内容に 127 校の回答があった。

「とても充実した」「まあ充実した」の理由には、大きな差異はなく、生徒にとって身近な内容であること、生徒の様子や生徒へのアンケート等から、効果を確認できたとの回答が見受けられた。また、準備から実施、次年度への改善・工夫に至るまで、法律家や関係各機関と連携して取り組んだとの回答も散見される。

一方、「どちらともいえない」「あまり充実しなかった」の理由には、生徒にとってわかりにくかった、取組が一部の生徒や教職員に限定されていた等の回答があった。また、法教育に限定した取組でない、取組の評価の観点や方法を十分に検討できていない等の回答があった。

以上を踏まえると、目的やテーマの設定のような計画段階から実施後の生徒の様子の変化に至るまで継続的な連携がなされることで、各学校の状況にあった連携内容になり、その充実度が上がっていくと考えられる。

図表 2-4-1 法律家や関係各機関と連携した教育活動の充実度の理由

(各教科・科目及び特別活動以外)

充実度の回答	回答例
とても充実した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の話を直接聞く機会が得られたから ・ 身近な問題を聞くことができたから ・ 実際の場所に行き、体験をしたから ・ 生徒のモチベーションが上がったから
まあ充実した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書を用いた授業だけでは学ぶことができない内容やより具体的なケースを用いた内容を学ぶことができたから ・ 2 学年以上にわたって継続的に取り組めたから ・ 学年単位或いはコース単位で取り組んだので、ロングホームルーム活動として一体感があったと評価できるから ・ 講義内容が高校生の現状に即した身近な内容で、生徒は関心を持って受講していたから。アンケートにも、感想としてよくわかった、自分の為になったとの回答があった
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係各機関との連携がとれるようにはなかったから ・ 学校において法教育の取組の充実度を測る尺度が分からないから ・ 取組が単発で継続性に乏しかった ・ 生徒指導講話や職業人講話として実施したため、法教育という面はあまりなかった ・ 対象生徒が限定的であり、全校に普及したものとは言えないから ・ 担当した教師以外に関心が低かったから ・ 外部講師による講話は直接生徒の理解につながりにくいので本校の教師がもう一度説明することが必要だから ・ インターネットと犯罪防止の観点から実施したが、その後も問題は発生していることもあり、十分充実とは言えないから ・ 実施した効果がすぐに生徒の理解に反映されたとは言えないから
あまり充実しなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の生徒に限定した講座であったから ・ 生徒にとって難しかったから ・ 単発的な講演で終わるので発展的な内容まで踏み込めていないように感じるから
わからない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒からの感想文等を求めているので充実したかわからないから ・ 生徒たちはまだ納税者という立場ではないので、今一つ切実感がないから

※自由記述で得られた回答（205 校）のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。

図表 2-4-2 効果的であった連携内容（各教科・科目及び特別活動以外）

充実度の回答	回答例
とても充実した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬裁判への参加、弁護士による事前指導 ・ 複数回の講義により、内容を掘り下げることができた ・ 傍聴に対応した裁判の進行 ・ 税に関する作文への応募 ・ 自転車での交通事故に関する講話
まあ充実した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な民事刑事事件を取りあげたため生徒が身近な問題として関心を持った ・ 警察官の方が演劇を通して、理解しやすく交通法規を伝えてくれた。また弁護士ならではの深い話の内容で、生徒の興味をひきつけ説明してくれた ・ 過去のアンケート結果の生徒に対するフィードバック、場面を想定してのロールプレイ ・ 法廷での模擬裁判、弁護士を加えてのディスカッション ・ 租税教室を実施した後、「税の作文」を全員が書きコンクールに応募した ・ 若手裁判官との交流

※自由記述で得られた（127校）回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。

(5) 連携に関する今後の予定

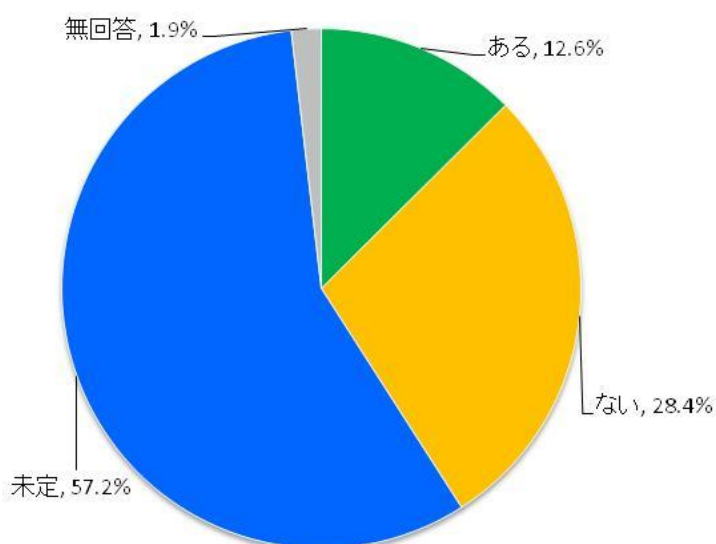
平成 25 年度に、各教科・科目及び特別活動以外で、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動を行っていないと回答した学校を対象に、今後の予定の有無を確認した。

回答の割合が最も高いのは「未定」57.2%であった。また「ある」12.6%、「ない」28.4%と、現段階では今後も連携の予定がない学校が多い傾向にある。

図表 2-5-1 今後の法律家や関係各機関との連携予定（各教科・科目及び特別活動以外）

	実数（校）	割合（%）
ある	54	12.6%
ない	122	28.4%
未定	246	57.2%
無回答	8	1.9%
合計	430	100.0%

※前出2. (1)にて、「連携していない」を選択した学校(n=430)を対象とする。



(6) 今後も連携の予定がない、または、未定の理由

前掲の、法律家や関係各機関との連携に関する今後の予定について、「ない」、または、「未定」と回答した学校を対象に、その理由を確認した。

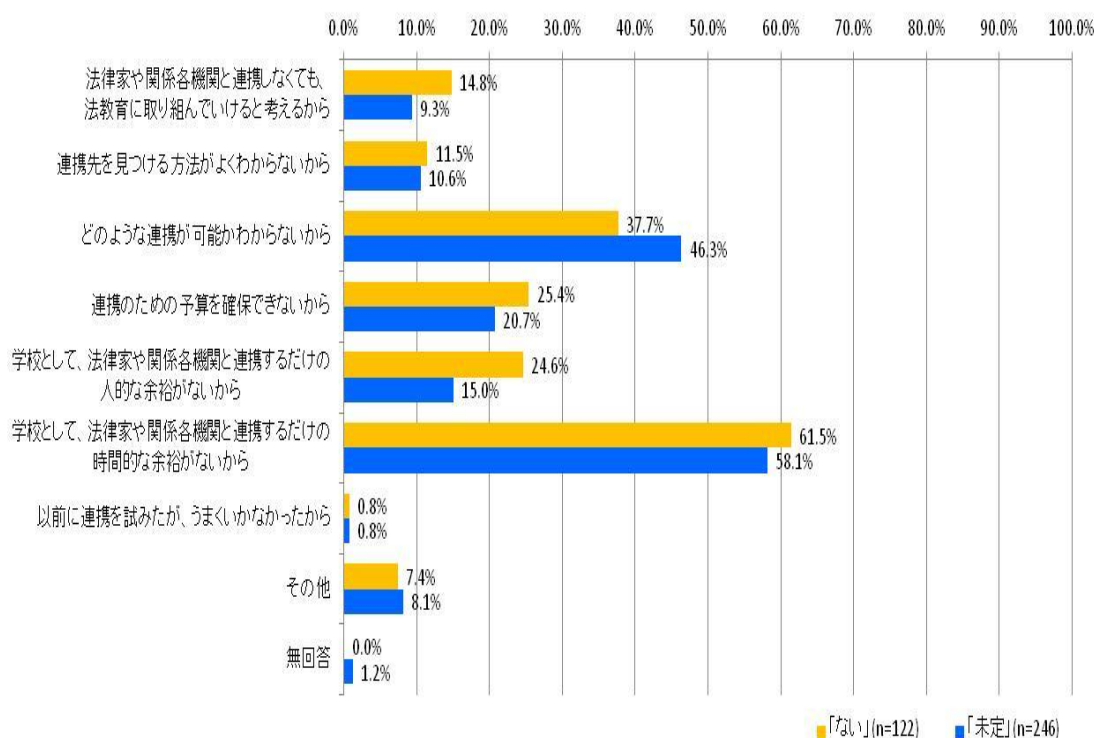
連携の予定が「ない」「未定」の学校いずれも、「学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから」の回答の割合が最も高い（「ない」61.5%、「未定」58.1%）。次いで回答の割合が高いのは「どのような連携が可能かわからないから」であった（「ない」37.7%、「未定」46.3%）。「ない」「未定」の理由には似た傾向が見て取れる。「その他」に記述された理由には、「教科・特別活動において連携している」が目立つ。私立学校では「中学校段階で実施している」との回答も見受けられる。

図表 2-6-1 今後の法律家や関係各機関との連携について、「ない」または「未定」の理由

(各教科・科目及び特別活動以外)

	「ない」(n=122)		「未定」(n=246)		合計(n=368)	
	実数 (校)	割合 (%)	実数 (校)	割合 (%)	実数 (校)	割合 (%)
法律家や関係各機関と連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから	18	14.8%	23	9.3%	41	11.1%
連携先を見つける方法がよくわからないから	14	11.5%	26	10.6%	40	10.9%
どのような連携が可能かわからないから	46	37.7%	114	46.3%	160	43.5%
連携のための予算を確保できないから	31	25.4%	51	20.7%	82	22.3%
学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの人的な余裕がないから	30	24.6%	37	15.0%	67	18.2%
学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから	75	61.5%	143	58.1%	218	59.2%
以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから	1	0.8%	2	0.8%	3	0.8%
その他	9	7.4%	20	8.1%	29	7.9%
無回答	0	0.0%	3	1.2%	3	0.8%

※複数回答可。割合の分母は、前出 2. (5) にて「ない」(n=122)、「未定」(n=246)、それらの合計(n=368)。



(7) 連携に関する情報提供に期待すること

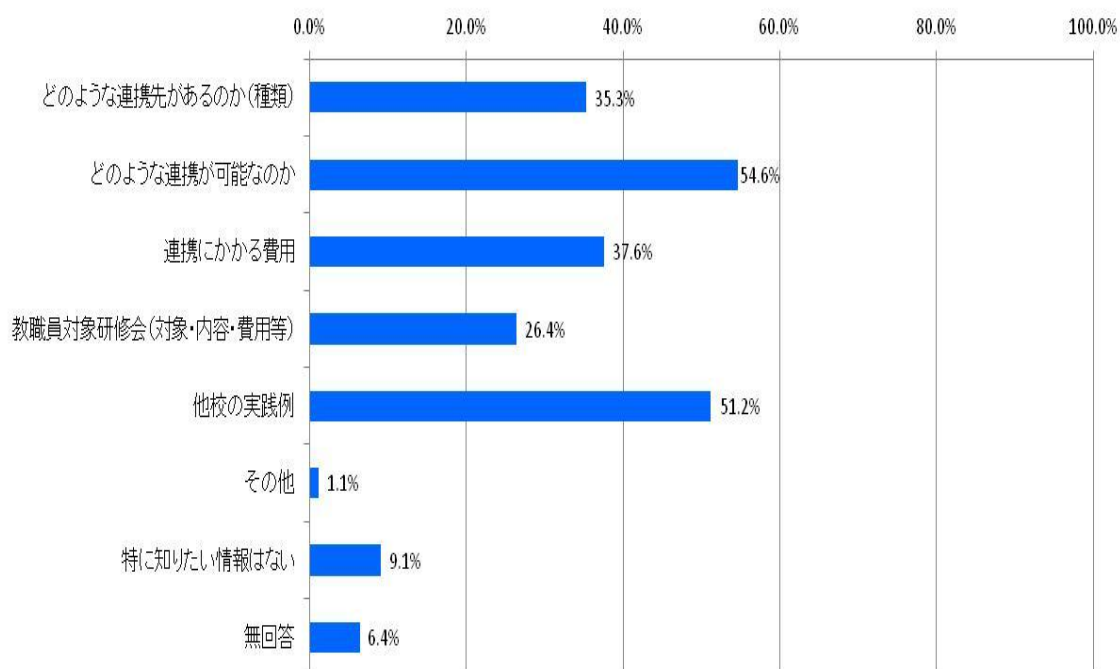
法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について、法務省に期待することを確認した。

回答の割合が最も高いのは「どのような連携が可能なのか」54.6%、次いで「他校の実践例」51.2%であった。「その他」の回答には、「年間指導計画を立てるため、講義案内を3月以前に送っていただくことができれば」との回答があった。この意見は、「2. (8) 連携に関する意見・要望」でも散見されることから、今後、留意する必要があると考えられる。

図表 2-7-1 法律家や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について期待すること
(各教科・科目及び特別活動以外)

	実数（校）	割合（%）
どのような連携先があるのか（種類）	249	35.3%
どのような連携が可能なのか	385	54.6%
連携にかかる費用	265	37.6%
教職員対象研修会（対象・内容・費用等）	186	26.4%
他校の実践例	361	51.2%
その他	8	1.1%
特に知りたい情報はない	64	9.1%
無回答	45	6.4%

※複数回答可。割合の分母は総回答数（n=705）。



(8) 連携に関する意見・要望

法務省が法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する支援を行っていくことについて、69校から意見や要望があった。

回答は特定の内容に集中することなく、手続きの簡素化、費用の軽減、情報提供の充実、高校生に合った内容であること等多岐にわたる。学校の特性を考えると、今後、連携を推進していくには、前掲2.（7）で指摘したとおり、まず、年間指導計画を立てる時期までに情報を提供する必要があると考えられる。

図表 2-8-1 法律家や関係各機関と連携した法教育に関する支援についての意見・要望

分類	回答の内容
支援体制に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○手続きの簡素化、負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターが別に来てくれると、頼みやすいのではないかと ・連携や支援について解説した手引書やパンフレット等を作成していただければ普及につながるのではないかと ○時間の調整、規模の融通 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な人数でも対応して欲しい（学年・学級別等） ○費用負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の問題（内容）はやはり気になる。特に地元の方ではなく、中央から講師を招きたい時 ・講師の無料での派遣 ○連携の内容・事例等の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・連携の具体的な実践例（効果も含めた）があれば教えていただきたい ・年間の見通しを立てることを考えると、半年から1年前までに依頼のための検討が必要かと思う。そのため情報は早目に下さい
連携内容に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生にとって、身近でわかりやすい内容であること <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態に合わせて、興味・関心をひきつけるような内容のものを実施していただきたい ○生徒が主体的に取り組める形式であること <ul style="list-style-type: none"> ・学んだことが評価される場（作文コンクール等）があれば、積極的に考えたい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業として組み込む必要があるかどうかの文部科学省との連携 ・文部科学省と連携して、文部科学省から各教育委員会へのはたらきかけを強化する必要がある

※自由記述で得られた回答（69校）のうち、主なものについて、要約・集約して掲載した。

3. 教職員向け研修会等の状況（学校全体）

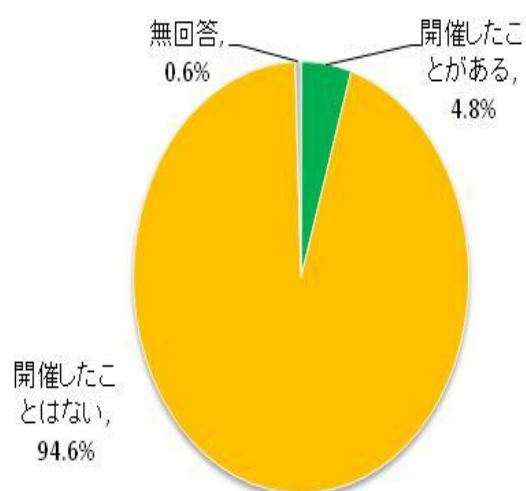
（1）法教育に関する研修会・勉強会の開催、派遣状況

平成25年度における、法教育に関する教職員向け研修会等の開催、派遣状況を確認した。

学校内の研修会・勉強会の開催は、「開催したことがある」4.8%、「開催したことはない」94.6%、学校外の研修会等については、教職員を「派遣したことがある」7.2%、「派遣したことはない」91.8%であった。平成25年度においては、法教育に関する教職員向け研修は一般的な取組とは言えないようである。

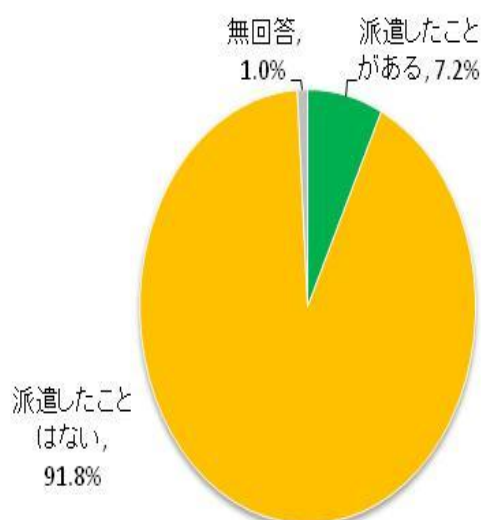
図表 3-1-1 法教育に関する教職員向け研修会・勉強会について、学校内での開催状況

	実数（校）	割合（%）
開催したことがある	34	4.8%
開催したことはない	667	94.6%
無回答	4	0.6%
合計	705	100.0%



図表 3-1-2 学校外で行われた法教育に関する研修会等への教職員の派遣状況

	実数（校）	割合（%）
派遣したことがある	51	7.2%
派遣したことはない	647	91.8%
無回答	7	1.0%
合計	705	100.0%



(2) 学校内での法教育に関する研修会・勉強会における連携状況

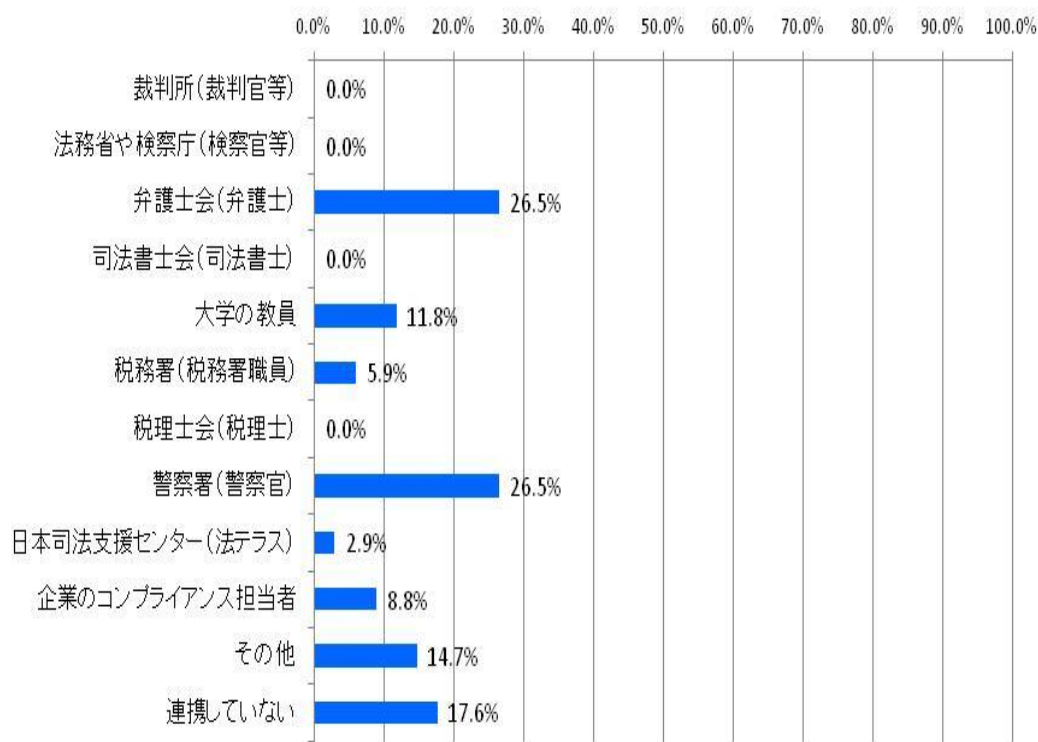
平成25年度に、学校内で法教育に関する教職員の研修会・勉強会を開催した学校に対し、その開催にあたり、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携を行ったか、また、行った場合には、その連携先を確認した。

回答の割合が最も高いのは、「弁護士会（弁護士）」「警察署（警察官）」でいずれも26.5%であった。「その他」には、「地方自治体」等の回答があった。

図表 3-2-1 学校内での研修会・勉強会における、法律家や関係各機関との連携状況

	実数（校）	割合（%）
裁判所（裁判官等）	0	0.0%
法務省や検察庁（検察官等）	0	0.0%
弁護士会（弁護士）	9	26.5%
司法書士会（司法書士）	0	0.0%
大学の教員	4	11.8%
税務署（税務署職員）	2	5.9%
税理士会（税理士）	0	0.0%
警察署（警察官）	9	26.5%
日本司法支援センター（法テラス）	1	2.9%
企業のコンプライアンス担当者	3	8.8%
その他	5	14.7%
連携していない	6	17.6%

※複数回答可。割合の分母は、前出3.(1)にて、「開催したことがある」を選択した学校（n=34）。



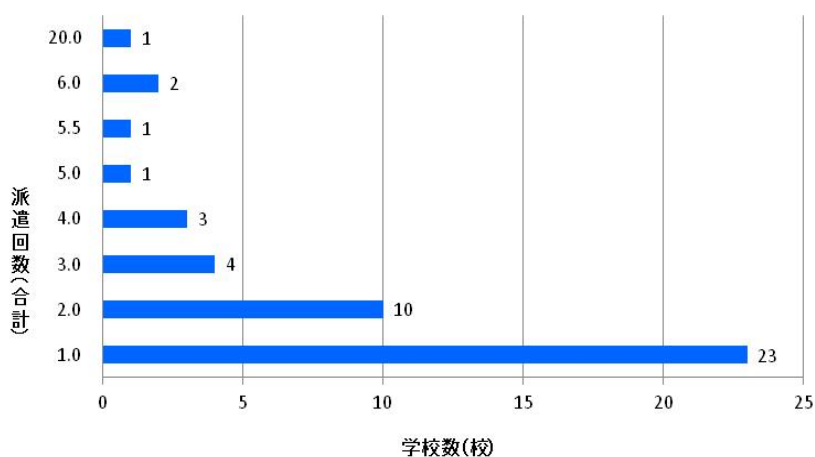
(3) 学校外で行われた法教育に関する教職員研修会等への教職員の派遣状況

平成25年度に学校外で行われた法教育に関する研修会等に教職員を派遣した学校を対象に、派遣回数（合計）、1回あたりの費用、有効と感じたテーマ及び参加者の分掌・役職を聞いた。

年間の派遣回数は平均 2.43 回、1 回あたりの受講費用は平均 2,299 円であった。派遣回数は 1 回、1 回あたりの受講費用は 0 円との回答が最も多かった。有効と感じたテーマは「交通安全教育」「人権教育」「薬物乱用防止教育」等、特定のテーマの中で法教育に触れる形が目立った。また、このような内容のため、管理職、生徒指導担当、テーマに合った教科の担当が受講する機会が多いようである。

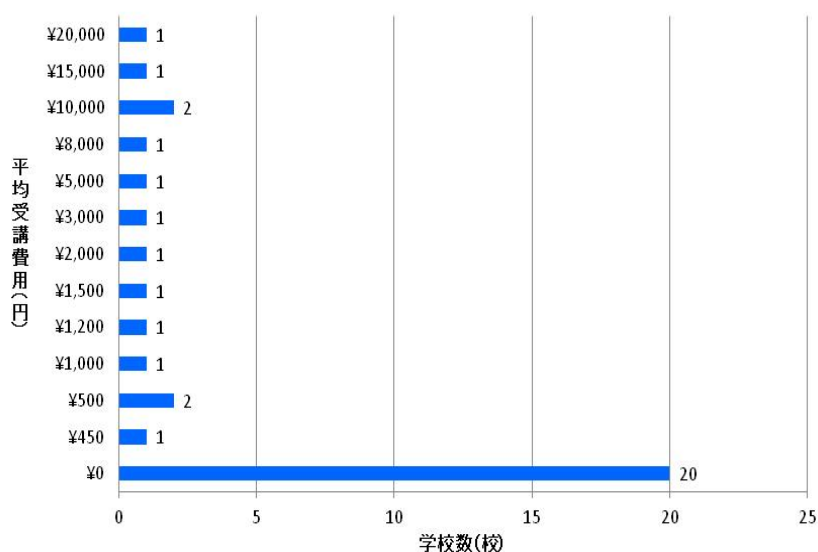
図表 3-3-1 平成 25 年度の派遣回数（合計）

回数	実数（校）
1.0	23
2.0	10
3.0	4
4.0	3
5.0	1
5.5	1
6.0	2
20.0	1
合計	45



図表 3-3-2 平成 25 年度の平均受講費用

費用	実数（校）
¥0	20
¥450	1
¥500	2
¥1,000	1
¥1,200	1
¥1,500	1
¥2,000	1
¥3,000	1
¥5,000	1
¥8,000	1
¥10,000	2
¥15,000	1
¥20,000	1
合計	34



図表 3-3-3 有効と感じたテーマ等及び参加者の分掌・役職

テーマ等	参加者の分掌・役職
法教育全般、法的観点から教育現場を考える	校長、教頭
法教育授業	学習指導部長
教育関係法規	教頭、生徒指導部長、教務副主任
教職員の労務管理、コンプライアンス、ハラスメント防止、不祥事防止について	教頭・副校長等管理職、セクハラ防止委員、一般の教職員
学校内の危機管理	校長、教頭、生徒指導部長
衛生管理等について	教頭
保護者対応（法的根拠、実例）	教頭、生徒指導主事、生徒指導担当
いじめ防止対策推進法	教頭、生徒指導部長
体罰について	教頭、生徒指導部長
交通安全教育	生徒指導担当、生徒支援担当、交通安全担当
少年犯罪、少年の更生について	生活指導担当、生徒指導担当、学年副主任、地理歴史・公民科教職員
デートDVの被害から子供たちを守るために	養護教諭
人権教育について	校長、副校長、人権教育担当、進路指導担当
薬物乱用防止教室指導者講習	生徒支援担当
各教科等の学習指導に関する内容（情報モラル、税、著作権）	副校長、教頭、教務部長、生徒会担当、生徒指導部、地理歴史・公民科・家庭科・情報科教職員
弁護士による法教育について	生徒指導担当
検察官の仕事紹介	地理歴史・公民科主任
家庭裁判所との連絡協議、家庭裁判所の見学、裁判傍聴、裁判員制度について、地方裁判所主催の研修会	生徒指導部長、進路指導主事、進路指導担当、地理歴史・公民科教職員
教頭、生徒指導担当の実務研修内で扱った	教頭、生徒指導担当

※自由記述で得られた回答(44校)のうち、主なものについて、要約・集約して掲載した。

(4) 法教育に関する教職員研修会等への課題認識

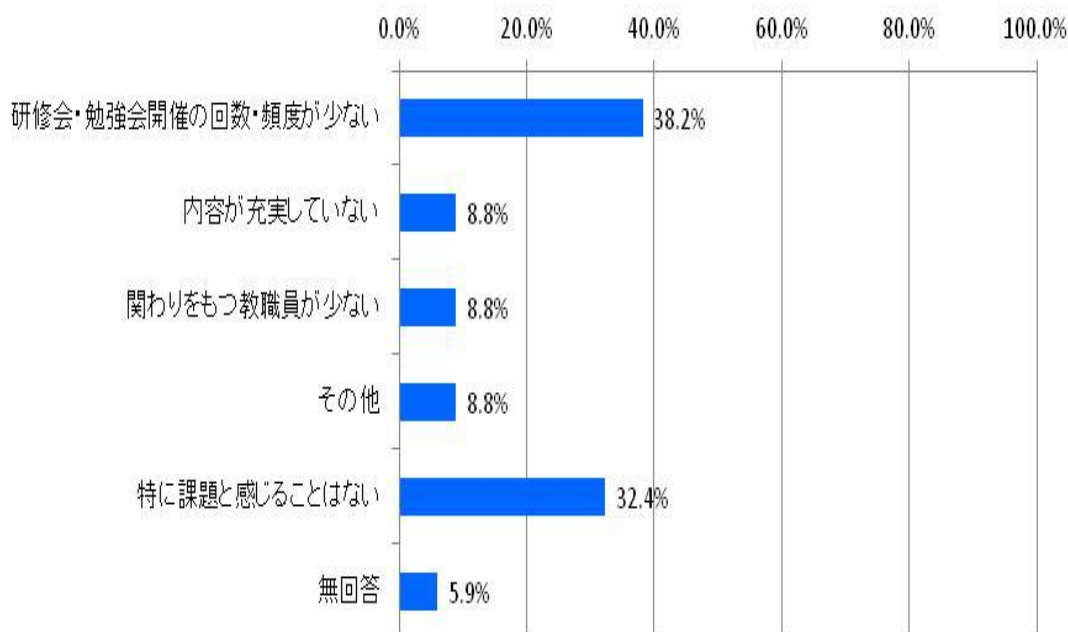
法教育に関して、学校内で研修会・勉強会を開催した学校、学校外での研修会等に教職員を派遣した学校それぞれに、課題と感じていることを確認した。

回答の割合が最も高いのは、学校内の研修会・勉強会は「研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない」38.2%、学校外の研修会は「日時の面で、参加可能な研修会が少ない」39.2%であった。「その他」の記述には、学校内の研修会・勉強会では「研修の日程調整」「非常勤講師への研修機会の設定」、学校外の研修会等では「時間の余裕がない」「実際に参加するまでの意識が不足している」等の回答があった。一方で「特に課題と感じることはない」が、学校内の研修会・勉強会では32.4%、学校外の研修会等では23.5%と、他の選択肢と比べて高い傾向にある。今後は、まず、教職員にとってできるだけ負担のない形で研修日程を設定することが求められていると推察される。

図表 3-4-1 学校内での研修会・勉強会に対する課題認識

	実数(校)	割合(%)
研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない	13	38.2%
内容が充実していない	3	8.8%
関わりをもつ教職員が少ない	3	8.8%
その他	3	8.8%
特に課題と感じることはない	11	32.4%
無回答	2	5.9%

※複数回答可。割合の分母は、前出3.(1)にて「開催したことがある」を選択した学校(n=34)。



図表 3-4-2 学校外の研修会等への教職員の派遣に対する課題認識

	実数（校）	割合（%）
研修会の開催情報を得る手段が不足している	14	27.5%
日時の面で、参加可能な研修会が少ない	20	39.2%
費用面で、参加可能な研修会が少ない	1	2.0%
内容面で魅力的な研修会が少ない	4	7.8%
学校内に、関わりを持つ教職員が少ない	7	13.7%
その他	3	5.9%
特に課題と感ずることはない	12	23.5%
無回答	3	5.9%

※複数回答可。割合の分母は、前出 3.（1）にて「派遣したことがある」を選択した学校（n=51）。



（５）法教育に関する研修会等の開催、派遣をしなかった理由

平成 25 年度に、法教育に関して、学校内で教職員研修会・勉強会を開催しなかった学校、学校外の研修会等に教職員を派遣しなかった学校それぞれにその理由を確認した。

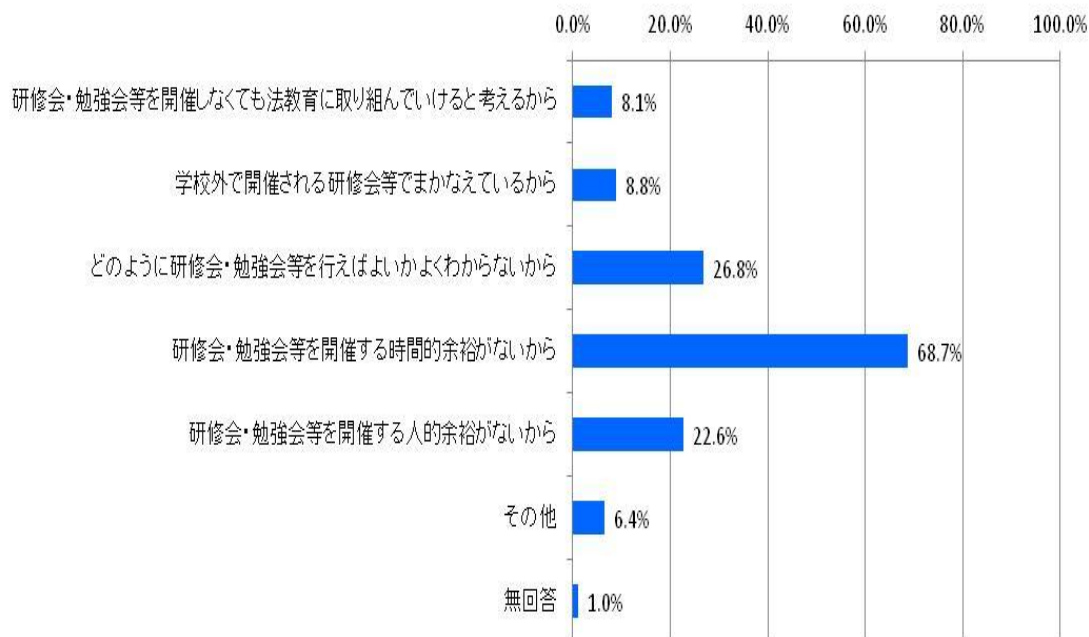
学校内の研修会・勉強会では、「研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから」68.7%、「どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから」26.8%の順に回答の割合が高い。学校外の研修会等では、「教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから」66.0%、「どのような研修会等があるのかよくわからないから」41.7%の順であった。

「その他」の記述には、学校内の研修会・勉強会は「平成 25 年度は他に優先すべきテーマがあったから」との回答が多く見られた。また「平成 24 年度に実施したから」との回答もあり、一部の学校では数年に一度、定期的で開催している様子が伺える。一方、学校外の研修会等への派遣には「希望者がいなかったから」との回答が多く、参加の有無は分掌や教職員個人の希望が前提となることが多いと推察される。

図表 3-5-1 学校内で教職員研修会・勉強会を開催しなかった理由

	実数（校）	割合（%）
研修会・勉強会等を開催しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから	54	8.1%
学校外で開催される研修会等でまかなえているから	59	8.8%
どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから	179	26.8%
研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから	458	68.7%
研修会・勉強会等を開催する人的余裕がないから	151	22.6%
その他	43	6.4%
無回答	7	1.0%

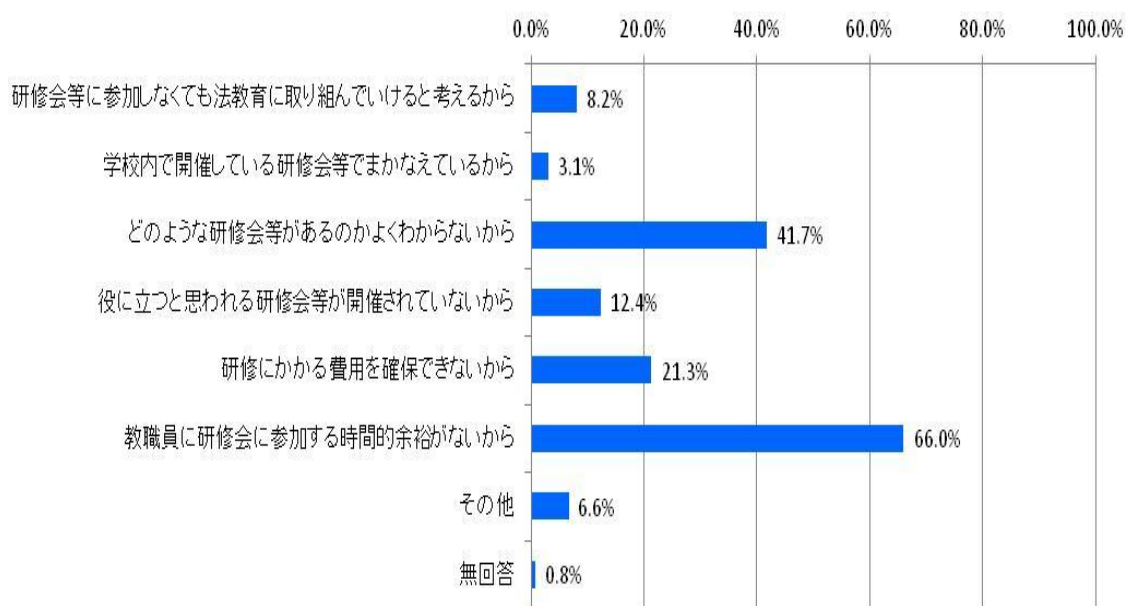
※複数回答可。割合の分母は、前出 3.（1）にて、「開催したことはない」を選択した学校（n=667）。



図表 3-5-2 学校外の研修会等に教職員を派遣しなかった理由

	実数（校）	割合（%）
研修会等に参加しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから	53	8.2%
学校内で開催している研修会等でまかなえているから	20	3.1%
どのような研修会等があるのかよくわからないから	270	41.7%
役に立つと思われる研修会等が開催されていないから	80	12.4%
研修にかかる費用を確保できないから	138	21.3%
教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから	427	66.0%
その他	43	6.6%
無回答	5	0.8%

※複数回答可。割合の分母は、前出 3.（1）にて、「派遣したことはない」を選択した学校（n=647）。



(6) 法教育に関する教職員の研修会等についての意見・要望

法務省が、今後、法教育に関する教職員の研修会等の支援を行っていくことについて、50校から意見や要望があった。

回答は特定の内容に集中しておらず、情報提供や費用負担の軽減等、様々な意見・要望が見られた。法教育に関する教職員研修を推進する手段としては、「教育委員会が主催する研修に組み入れる」等、教育委員会との連携を求める声が目立った。前掲3.(1)で確認したとおり、研修会があまり進んでいないため、教職員が研修を受けやすい環境整備が優先的に求められていると推察される。

図表 3-6-1 法教育に関する教職員の研修会等についての意見・要望

分類	回答の内容
内容の充実に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校での実践事例を扱って欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・指導の指針と手引き書が欲しい ○学校の状況にあった研修内容にして欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任用、教科指導用と対象と内容を明確にする ・学校における法的トラブルについて研修して欲しい（生徒間・保護者とのトラブルへの対応、著作権や個人情報の保護 等）
開催の 方法に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を提供して欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン等で簡潔な情報を提供されると、教職員会議等で周知しやすい ○開催時期や費用を考慮して欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中に実施して欲しい ・参加費を助成して欲しい ・地域毎で実施する等、交通費がかからない方法を検討して欲しい ○文部科学省や教育委員会との連携を推進して欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・研修は、文部科学省や各教育委員会主催、または、後援・協賛が必要と考える（出張または職免扱いされるように） ・教育委員会が実施している研修会に、法教育に関する内容を取り入れて欲しい ・教育委員会主催等、強制的に参加する形でないとな参加が難しい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○余裕がなく、開催・参加が難しい <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中も部活の指導があるため、時間を確保できない

※自由記述で得られた回答(50校)のうち、主なものについて、要約・集約して掲載した。

4. 法教育の取組とその位置付け（学校全体）

各教科等における法教育に関する学習指導の状況の前に、学校全体の視点で法教育への取組とその位置付けを確認する。

まず、平成25年度以降、法教育にどのように取り組んでいるかを自由記述により聞き、その取組状況に対する認識を4段階で確認した。取組状況に対する認識は、「やや充実させている」38.6%、「あまり充実させていない」38.2%と、それぞれが4割近くを占めていた。

自由記述による回答からは、教科等での学習指導、学校行事、生徒指導、教職員研修等、学校生活の様々な場面で法教育に取り組んでいる様子が確認できる。これは図表4-1-2に示したとおり、法教育を充実させている学校（「とても充実させている」「やや充実させている」と回答した学校。以下、「充実させていると回答した学校」と表記する）、充実させていない学校（「あまり充実させていない」「まったく充実させていない」と回答した学校。以下、「充実させていないと回答した学校」と表記する）の両方に当てはまる。その中でも、充実させていると回答した学校、充実させていないと回答した学校ともに、約半数が、公民科での学習指導を挙げていた。また、特別活動や生徒指導において実施している場合、「交通安全教育」「薬物乱用防止教育」のように、法教育以外の「〇〇教育」の中に位置付けて取り組んでいるとの回答もあった。

なお、充実させていないと回答した学校では、「特になし」との回答も散見される。しかし、その内容を仔細に見ていくと、「教科等での学習指導に限定した取組であるから」「法教育のみとして取り組んでいないから」とあり、実際には、充実させていると回答した学校での取組に似ている。

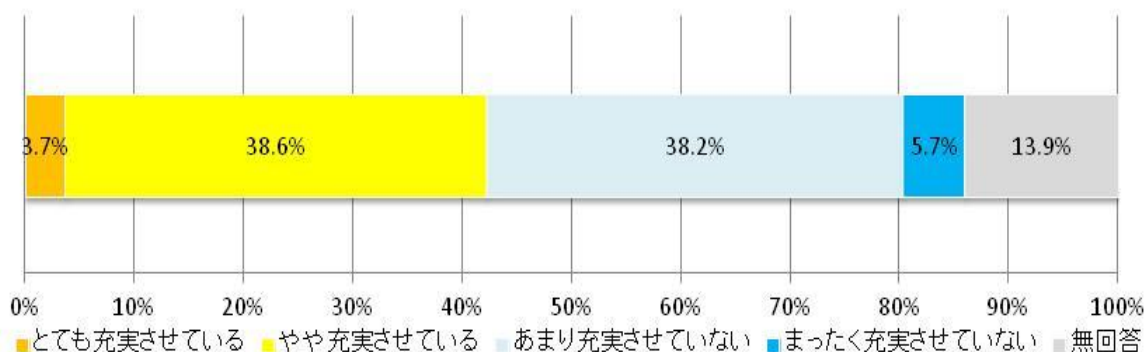
続いて、現在の学校経営における法教育の位置付けを4段階で確認したところ、回答の割合は「やや重視している」51.8%、「あまり重視していない」32.8%の順に高かった。

重視していない理由を自由記述により確認したところ、「他に優先すべきことがあり余裕がない」が最も多い。具体的には、学習指導、進路指導（キャリア教育を含む）に力を入れているとの回答が多かった。この他には、生徒指導、部活動、学校行事、生徒募集、保護者対応や、「〇〇教育」と呼ばれるものが多く挙げられていた。ただし、「〇〇教育」には、「交通安全教育」「薬物乱用防止教育」等、前述の法教育への取組内容について、「法教育以外の「〇〇教育」の中に位置付けて取り組んでいる」との回答と同種の内容が挙げられていた。また、「教職員が法教育を十分に理解できていないから」「〇〇教育と言われるものが多く求められており、優先順位がつけられないから」との回答もあった。

以上より、高等学校等（普通科）では、法教育は公民科の学習指導をはじめ、各学校の実態に合った形で教育活動の様々な場面に分散され、実践されている傾向が伺える。しかし、回答では、法教育に限定した活動を思い浮かべ、実践していないと捉えた場合や、現在、学校現場で「〇〇教育」と言われる活動が多く求められている状況から、「法教育」という言葉に負担感を覚え、十分に取り組むことが難しいと捉えた場合があったと推察される。

図表 4-1-1 法教育への取組の充実度

	実数（校）	割合（％）
とても充実させている	26	3.7%
やや充実させている	272	38.6%
あまり充実させていない	269	38.2%
まったく充実させていない	40	5.7%
無回答	98	13.9%
合計	705	100.0%



図表 4-1-2 法教育への取組内容

回答の内容	充実	非充実
	（「とても充実させている」「やや充実させている」）	（「あまり充実させていない」「まったく充実させていない」）
教科等の学習指導において取り組んでいる （国語、地理歴史、公民、保健体育、芸術、家庭、情報、特別活動、総合的な学習の時間、学校や教育委員会が独自に設定した科目 等）*	◎	◎
学校行事において取り組んでいる *	○	○
生徒指導等で日常的に取り組んでいる *	○	○
教職員研修を実施している	○	○
特になし（体系的ではない、教科等での学習指導に限定した取組である、法教育のみとして取り組んでいない）	回答なし	○

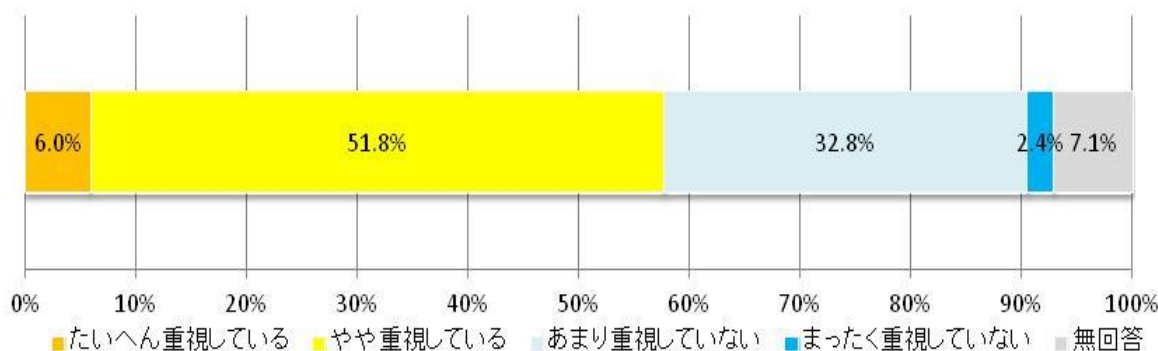
※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。充実させていると回答した学校、充実させていないと回答した学校別に、それぞれの取組内容について回答があった場合は「○」と記載した。当該設問への回答（572校）のうち、概ね2割以上を占める内容は「◎」と記載した。

前掲の表*の回答では、次に挙げる内容が共通して見られた。

いじめ、個人情報の保護、情報モラル、交通ルール、他の教育活動の中に位置付けた
(薬物乱用防止教育、非行防止教育、キャリア教育、租税教育、消費者教育、人権教育、シティズンシップ教育 等)

図表 4-1-3 現在の学校経営における法教育の位置付け

	実数(校)	割合(%)
たいへん重視している	42	6.0%
やや重視している	365	51.8%
あまり重視していない	231	32.8%
まったく重視していない	17	2.4%
無回答	50	7.1%
合計	705	100.0%



図表 4-1-4 現在の学校経営において、法教育を重視しない理由

回答の内容
○法教育を教科指導の中に位置付けているから
○ <u>学習指導に重点を置いているから</u>
○ <u>進路指導(キャリア教育を含む)に力を入れているから</u>
○ <u>上記以外の活動にも取り組んでいるから</u> (生徒指導、部活動、学校行事、生徒募集、保護者対応、法教育以外で「〇〇教育」と呼ばれるもの(キャリア教育、グローバル教育(スーパーグローバルハイスクール・国際バカロレアを含む)、理数教育(スーパーサイエンスハイスクールを含む)、環境教育、消費者教育、防災教育、薬物乱用防止教育、性教育、エイズ教育、租税教育、金融経済教育、労働教育 等)
○法教育の必要性を感じないから ・学校内外での社会生活の中で法的逸脱行為や違法行為をする生徒がほとんどいないため、緊急性を感じないから
○教職員が法教育を十分に理解できていないから
○ <u>他に優先すべきことがあり、余裕がない</u> ・その他のことで手いっぱいの状態であるから ・〇〇教育と言われるものが多く求められており、優先順位をつけられないから

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(196校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。なお、「あまり重視していない」と「まったく重視していない」の理由に大きな差異はなかった。

図表 4-1-5 現在、学校経営で重点を置いている活動

回答の内容
<u>進路指導(キャリア教育を含む)</u> 、 <u>学習指導</u> 、部活動、生徒指導、いじめ防止、不登校・心の病への対応、自殺防止、交通安全教育、薬物乱用防止教育、ICT教育、グローバル教育(スーパーグローバルハイスクールの指定を含む)、理数教育(スーパーサイエンスハイスクールの指定を含む)、危機管理、異校種との連携、地域との交流、ボランティア活動、生徒募集、施設の拡充、特定の分野に重点を置いていない 等

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答（173校）のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。なお、「あまり重視していない」と「まったく重視していない」の回答内容に大きな差異はなかった。

5. 法教育に関する学習指導の状況（教科等別）

（1）教科等別の取組状況の概要

平成25年度における法教育に関する学習指導の状況として、教科等別に授業の実施時間数を確認した。

はじめに、各教科等別に平均値・最頻値を確認することで、実施状況を概観する。

本調査で対象とした領域の中では、現代社会の「現代社会と人間としての在り方生き方」が、平均17.5単位時間と最も多く取り組まれている傾向にある。最頻値は、体育が2.0～3.0、公民科・情報科は2.0、家庭科は1.0～2.0、特別活動は1.0単位時間であった。このことから、今後、授業で扱う教材を開発する際は、2.0単位時間程度で扱える量ということが目安になると考えられる。

図表 5-1-1 教科等別、法教育に関する学習指導内容の年間単位時間数の平均値・最頻値

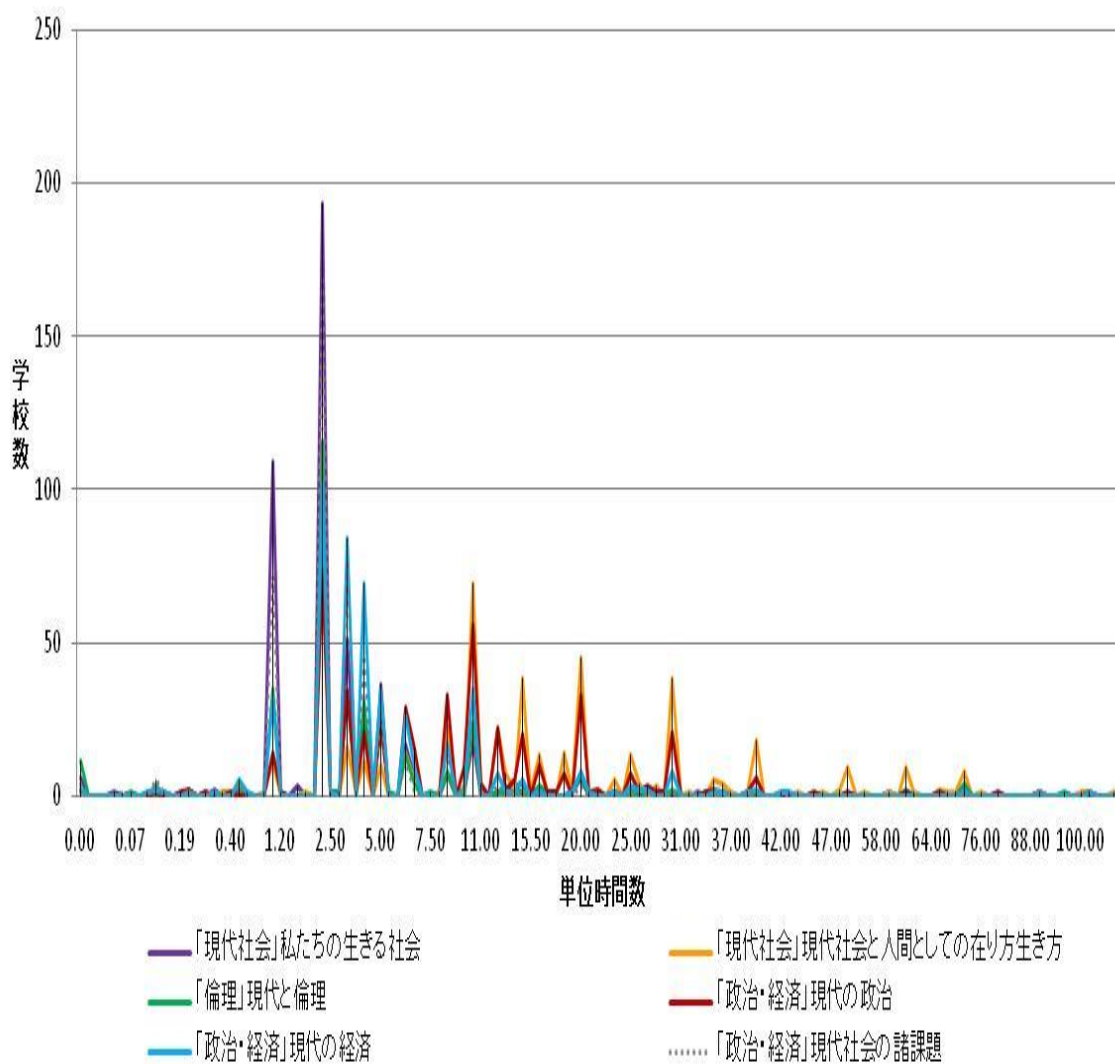
教科等・領域	実数（校）	平均値	最頻値
「現代社会」私たちの生きる社会	515	4.1	2.0
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	537	17.5	2.0
「倫理」現代と倫理	342	6.3	2.0
「政治・経済」現代の政治	483	11.3	2.0
「政治・経済」現代の経済	478	6.5	2.0
「政治・経済」現代社会の諸課題	473	4.2	2.0
公民科 その他の領域	7	4.9	10.0
「体育」1年	592	15.2	3.0
「体育」2年	586	14.0	3.0
「体育」3年	574	12.9	2.0
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	519	3.1	2.0
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	505	3.5	2.0
「家庭総合」人の一生と家族・家庭	165	4.1	2.0
「家庭総合」生活における経済の計画と消費	163	5.3	2.0
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	15	3.0	2.0
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	14	3.3	1.0
家庭科・その他の領域	14	4.5	1.0
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	551	7.2	2.0
情報科・その他の領域	68	5.0	2.0
特別活動1年	588	3.5	1.0
特別活動2年	582	3.4	1.0
特別活動3年	581	3.2	1.0

※無回答は集計対象外とした。また、言葉で回答したり単位数を回答したりする等、単位時間として判断がつかないものは無回答として扱った。「約〇時間」「〇時間程度」との回答は、回答された単位時間数を集計対象とした。「〇～〇時間」との回答は、その平均単位時間数を集計対象とした。

①公民科における取組状況

本調査で対象とした公民科の6つの領域について、実施時間数の分布を図表5-1-2にまとめた。いずれの領域も最頻値は2.0単位時間であった。6つの領域の中では、現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」の実施時間が多い傾向にある。

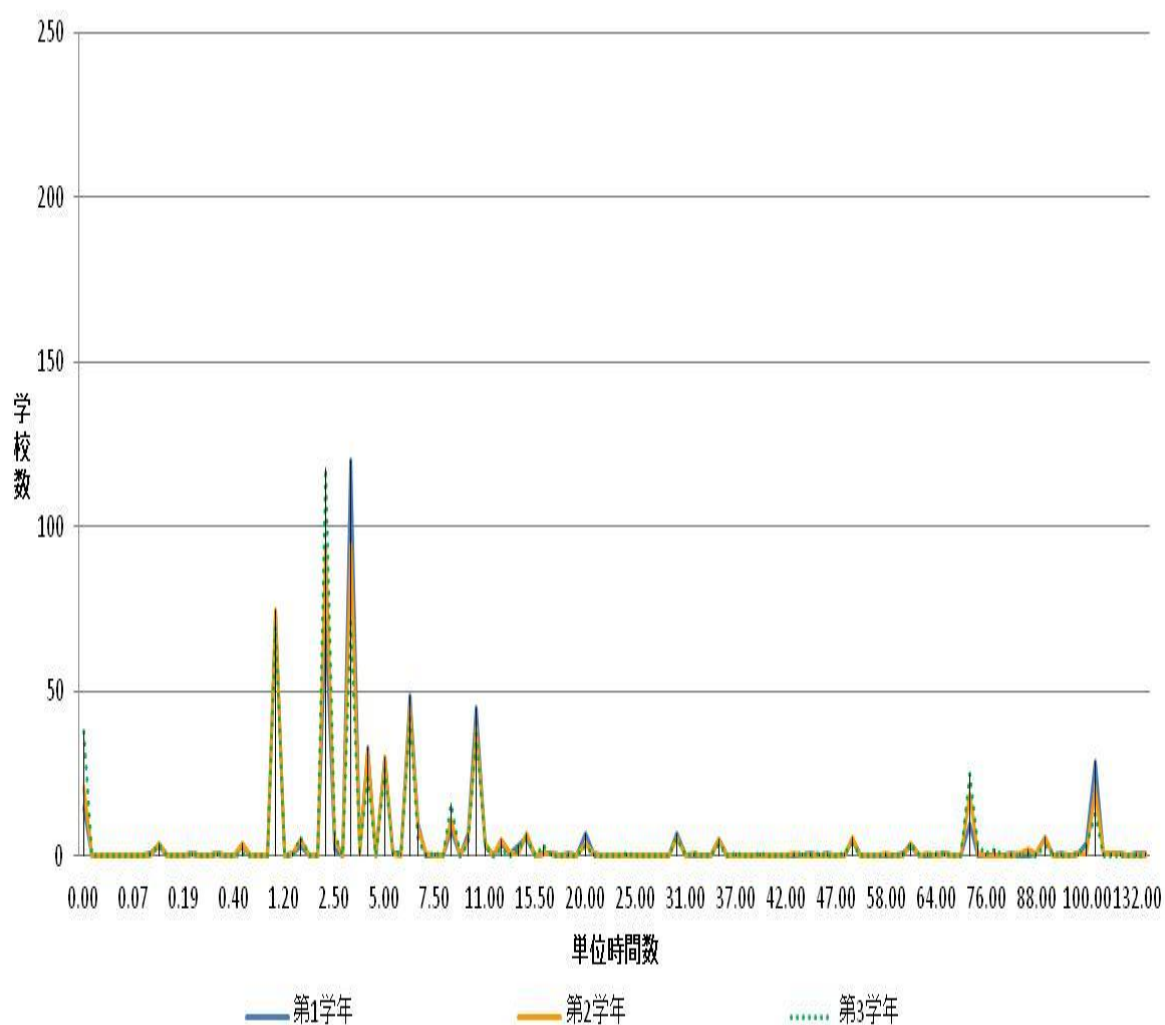
図表5-1-2 公民科における法教育に関する学習指導内容の実施時間数の分布（領域別）



②保健体育科（体育）における取組状況

体育における実施時間の分布を見ると、最頻値は、第1・2学年では3.0、第3学年では2.0単位時間と、学年によって大きな差は見受けられない。学年よりも、学校による違いが大きい。「ルールやマナーを大切にしようとする事」「フェアなプレイを大切にしようとする事」「スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること」に対しては、様々な捉え方、取組が伺える。

図表 5-1-3 保健体育科（体育）における法教育に関する学習指導内容の実施時間数の分布
(学年別)

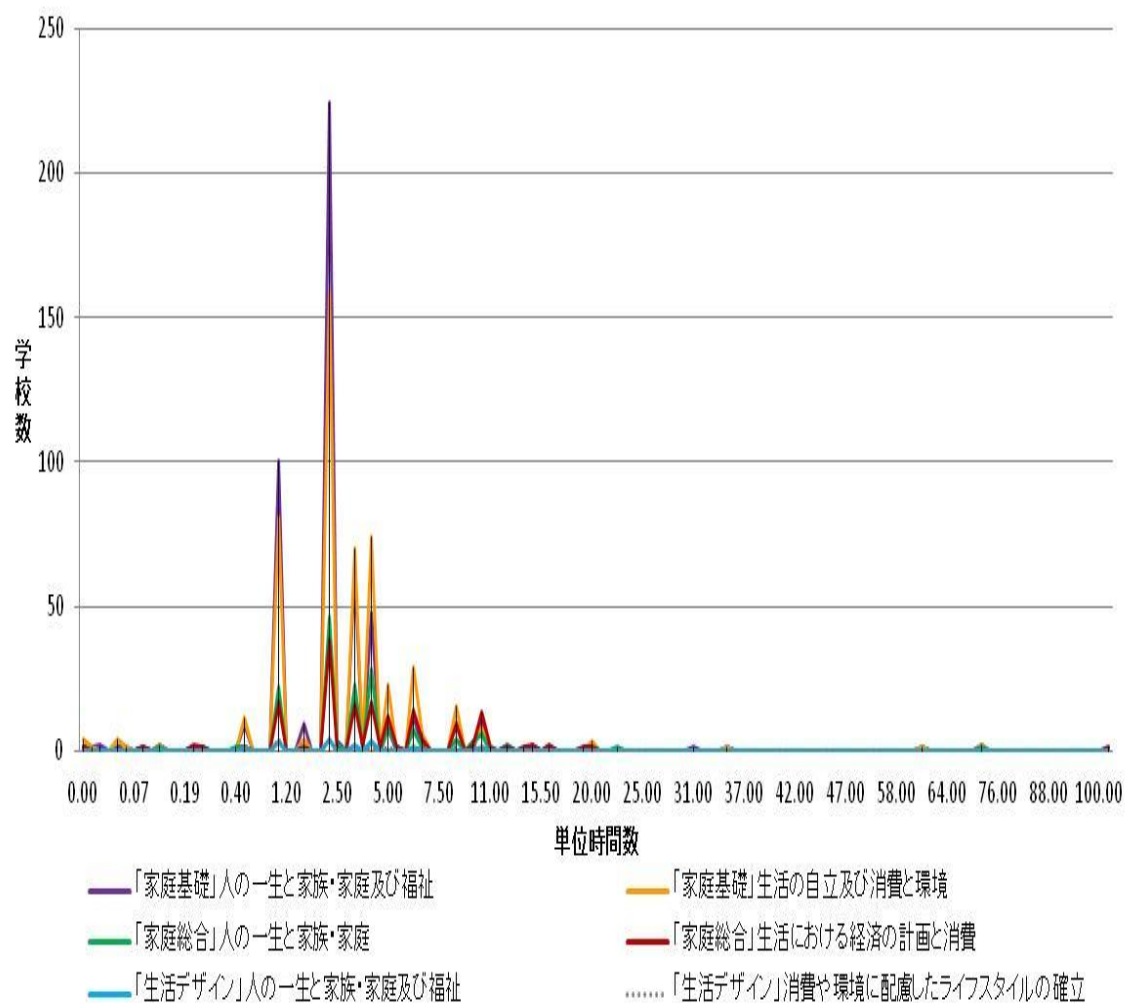


③家庭科における取組状況

本調査で対象とした家庭科の6つの領域について実施時間数の分布を確認すると、家庭基礎、家庭総合、生活デザイン「人の一生と家族・家庭及び福祉」の最頻値は2.0、生活デザイン「消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」の最頻値は1.0単位時間であった。

家庭科では、いずれの領域においても、実施時間数が0または極端に多い学校が少ない傾向にあることが見て取れる。

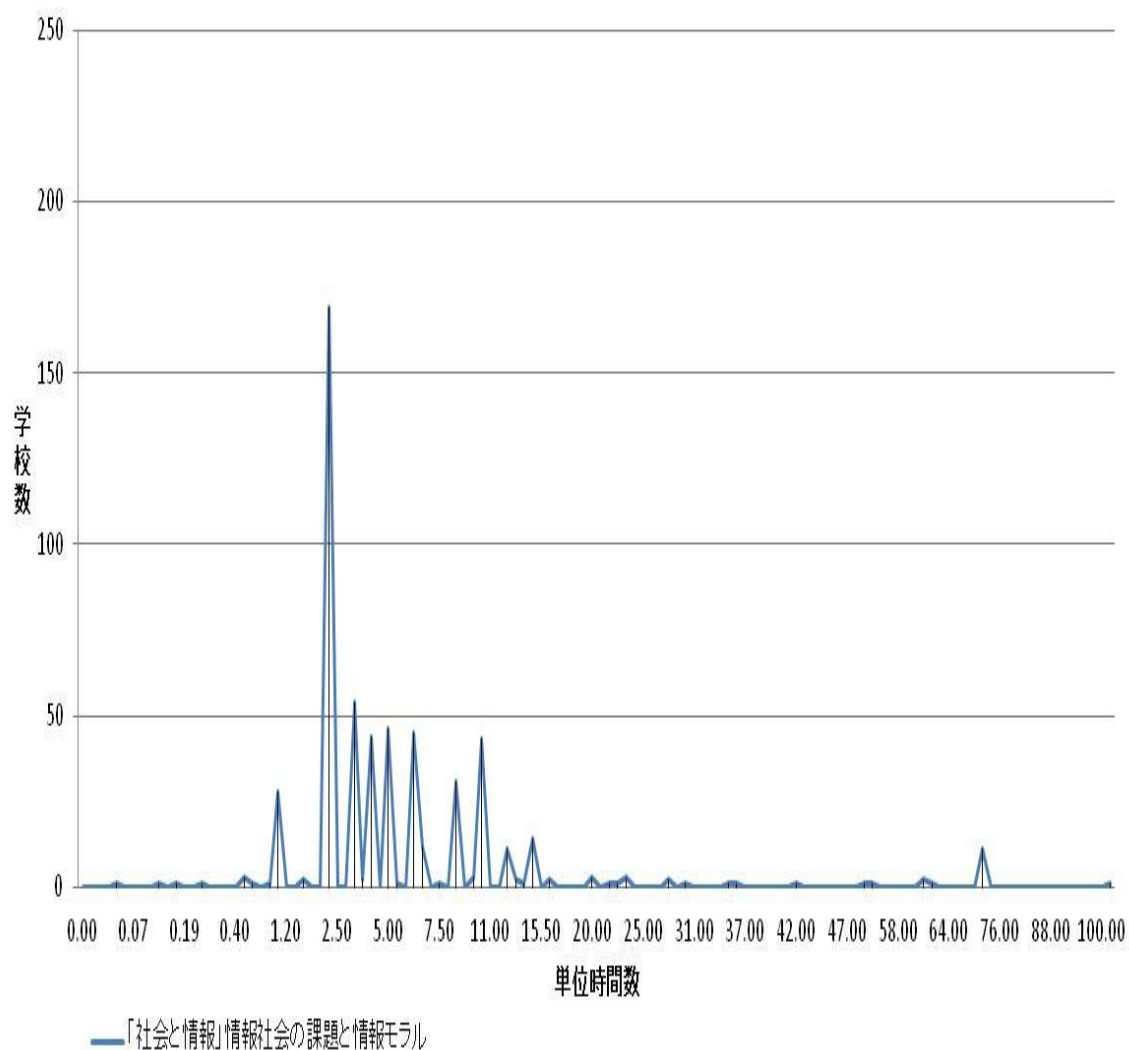
図表 5-1-4 家庭科における法教育に関する学習指導内容の実施時間数の分布（領域別）



④情報科における取組状況

情報科における実施時間数の最頻値は2.0単位時間であった。全体を見ると、3.0～10.0単位時間の範囲にいくつも山のような形が確認できることから、比較的多くの時間を当てている学校も少なくないようである。

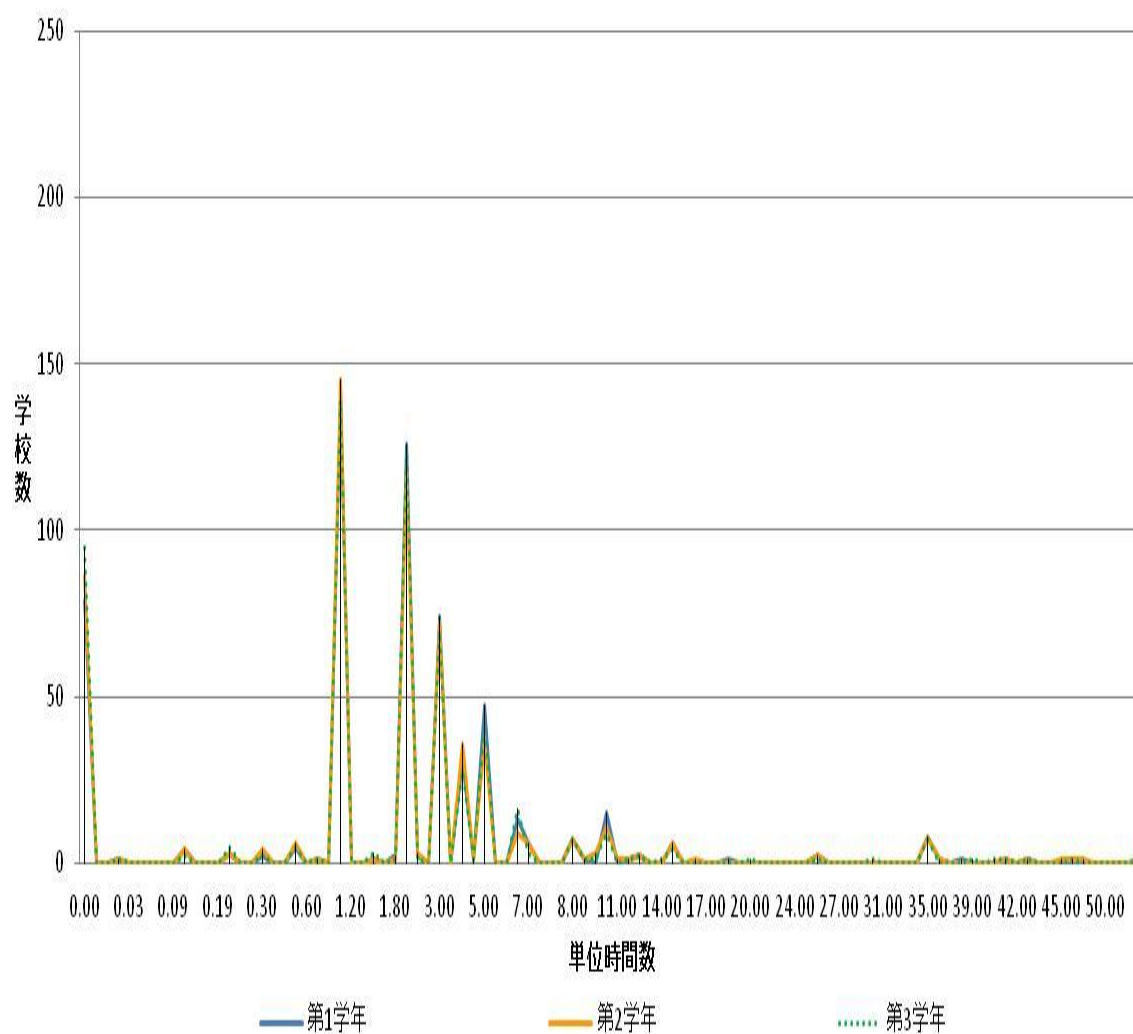
図表 5-1-5 情報科における法教育に関する学習指導内容の実施時間数の分布（領域別）



⑤特別活動における取組状況

特別活動のホームルーム活動、生徒会活動における実施時間数の最頻値は、いずれの学年も1.0単位時間であった。前掲の体育と同様に、実施時間数の分布に学年による大きな差異は見受けられず、学校による差異が目立つ。

図表 5-1-6 特別活動における法教育に関する学習指導内容の実施時間数の分布（学年別）



(2) 法教育に関する学習指導の実施学年の傾向

公民科、家庭科、情報科で調査の対象とした領域について、平成 25 年度にいずれの学年で実施したかを確認した。

教科・科目別に見ていくと、公民科では、現代社会は第 1 学年、倫理及び政治・経済は第 3 学年で実施される傾向にある。家庭科では、家庭基礎は第 1 学年、家庭総合は第 1・2 学年、生活デザインは第 2 学年で実施の傾向が確認できる。情報科の社会と情報は、第 1 学年で実施される傾向にある。ただし、新学習指導要領は調査の対象とした平成 25 年度から年次進行で実施されている点に留意が必要である。

図表 5-2-1 公民科における、法教育に関する学習指導の実施学年

科目・領域	学年	実数(校)	割合(%)
「現代社会」私たちの生きる社会 (n=509)	1年	333	65.4%
	2年	98	19.3%
	3年	94	18.5%
「現代社会」現代社会と人間としての 在り方生き方(n=536)	1年	356	66.4%
	2年	104	19.4%
	3年	102	19.0%
「倫理」現代と倫理(n=331)	1年	56	16.9%
	2年	103	31.1%
	3年	191	57.7%
「政治・経済」現代の政治(n=481)	1年	48	10.0%
	2年	64	13.3%
	3年	375	78.0%
「政治・経済」現代の経済(n=476)	1年	36	7.6%
	2年	57	12.0%
	3年	401	84.2%
「政治・経済」現代社会の諸課題 (n=469)	1年	32	6.8%
	2年	51	10.9%
	3年	395	84.2%

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

図表 5-2-2 家庭科における、法教育に関する学習指導の実施学年

科目・領域	学年	実数（校）	割合（％）
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 (n=518)	1年	378	73.0%
	2年	127	24.5%
	3年	20	3.9%
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 (n=501)	1年	343	68.5%
	2年	138	27.5%
	3年	23	4.6%
「家庭総合」人の一生と家族・家庭 (n=164)	1年	106	64.6%
	2年	52	31.7%
	3年	15	9.1%
「家庭総合」生活における経済の計画と消費 (n=162)	1年	65	40.1%
	2年	75	46.3%
	3年	30	18.5%
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 (n=15)	1年	6	40.0%
	2年	7	46.7%
	3年	3	20.0%
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 (n=14)	1年	3	21.4%
	2年	7	50.0%
	3年	5	35.7%

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

図表 5-2-3 情報科における、法教育に関する学習指導の実施学年

科目・領域	学年	実数（校）	割合（％）
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル (n=551)	1年	418	75.9%
	2年	129	23.4%
	3年	41	7.4%

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

(3) 年間指導計画における重要度・充実度

本調査で対象とした領域別に、平成25年度の年間指導計画において、法教育に関する内容をどの程度重視し、充実させたかを確認した。

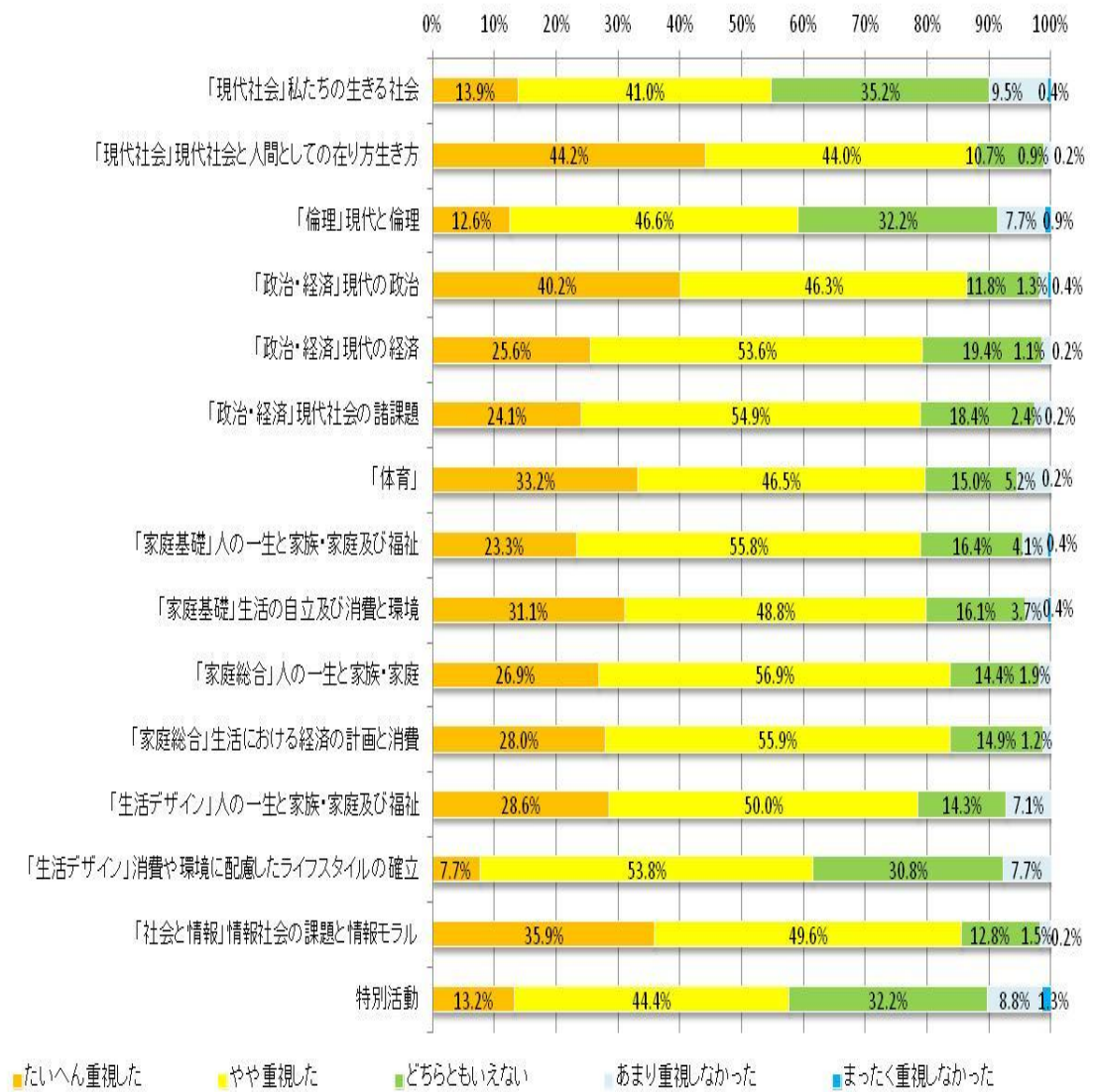
重要度について「たいへん重視した」「やや重視した」の回答の割合を見ていくと、現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」88.2%、政治・経済「現代の政治」86.5%、情報科の社会と情報「情報社会の課題と情報モラル」85.6%の順に高い。

充実度の「とても充実させた」「いくらか充実させた」の回答の割合は、現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」83.1%、政治・経済「現代の政治」82.2%の順に高く、80%を超えているのはこの2領域にとどまる。前出の「4. 法教育の取組とその位置付け(学校全体)」にて、高等学校等(普通科)では公民科の学習指導の中で法教育を実践する傾向があると述べたが、本調査で対象とした領域の中では、特に、現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」、政治・経済「現代の政治」に重きを置く様子が見て取れる。

図表 5-3-1 法教育の重要度(領域別)

	実数(校)					有効回答	無回答
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった		
「現代社会」私たちの生きる社会	70	206	177	48	2	503	202
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	235	234	57	5	1	532	173
「倫理」現代と倫理	41	152	105	25	3	326	379
「政治・経済」現代の政治	184	212	54	6	2	458	247
「政治・経済」現代の経済	120	251	91	5	1	468	237
「政治・経済」現代社会の諸課題	111	253	85	11	1	461	244
「体育」	193	270	87	30	1	581	124
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	119	285	84	21	2	511	194
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	153	240	79	18	2	492	213
「家庭総合」人の一生と家族・家庭	43	91	23	3	0	160	545
「家庭総合」生活における経済の計画と消費	45	90	24	2	0	161	544
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	4	7	2	1	0	14	691
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	1	7	4	1	0	13	692
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	197	272	70	8	1	548	157
特別活動	69	232	168	46	7	522	183
	割合(%)					合計	
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった		
「現代社会」私たちの生きる社会	13.9%	41.0%	35.2%	9.5%	0.4%	100.0%	
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	44.2%	44.0%	10.7%	0.9%	0.2%	100.0%	
「倫理」現代と倫理	12.6%	46.6%	32.2%	7.7%	0.9%	100.0%	
「政治・経済」現代の政治	40.2%	46.3%	11.8%	1.3%	0.4%	100.0%	
「政治・経済」現代の経済	25.6%	53.6%	19.4%	1.1%	0.2%	100.0%	
「政治・経済」現代社会の諸課題	24.1%	54.9%	18.4%	2.4%	0.2%	100.0%	
「体育」	33.2%	46.5%	15.0%	5.2%	0.2%	100.0%	
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	23.3%	55.8%	16.4%	4.1%	0.4%	100.0%	
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	31.1%	48.8%	16.1%	3.7%	0.4%	100.0%	
「家庭総合」人の一生と家族・家庭	26.9%	56.9%	14.4%	1.9%	0.0%	100.0%	
「家庭総合」生活における経済の計画と消費	28.0%	55.9%	14.9%	1.2%	0.0%	100.0%	
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	28.6%	50.0%	14.3%	7.1%	0.0%	100.0%	
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%	0.0%	100.0%	
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	35.9%	49.6%	12.8%	1.5%	0.2%	100.0%	
特別活動	13.2%	44.4%	32.2%	8.8%	1.3%	100.0%	

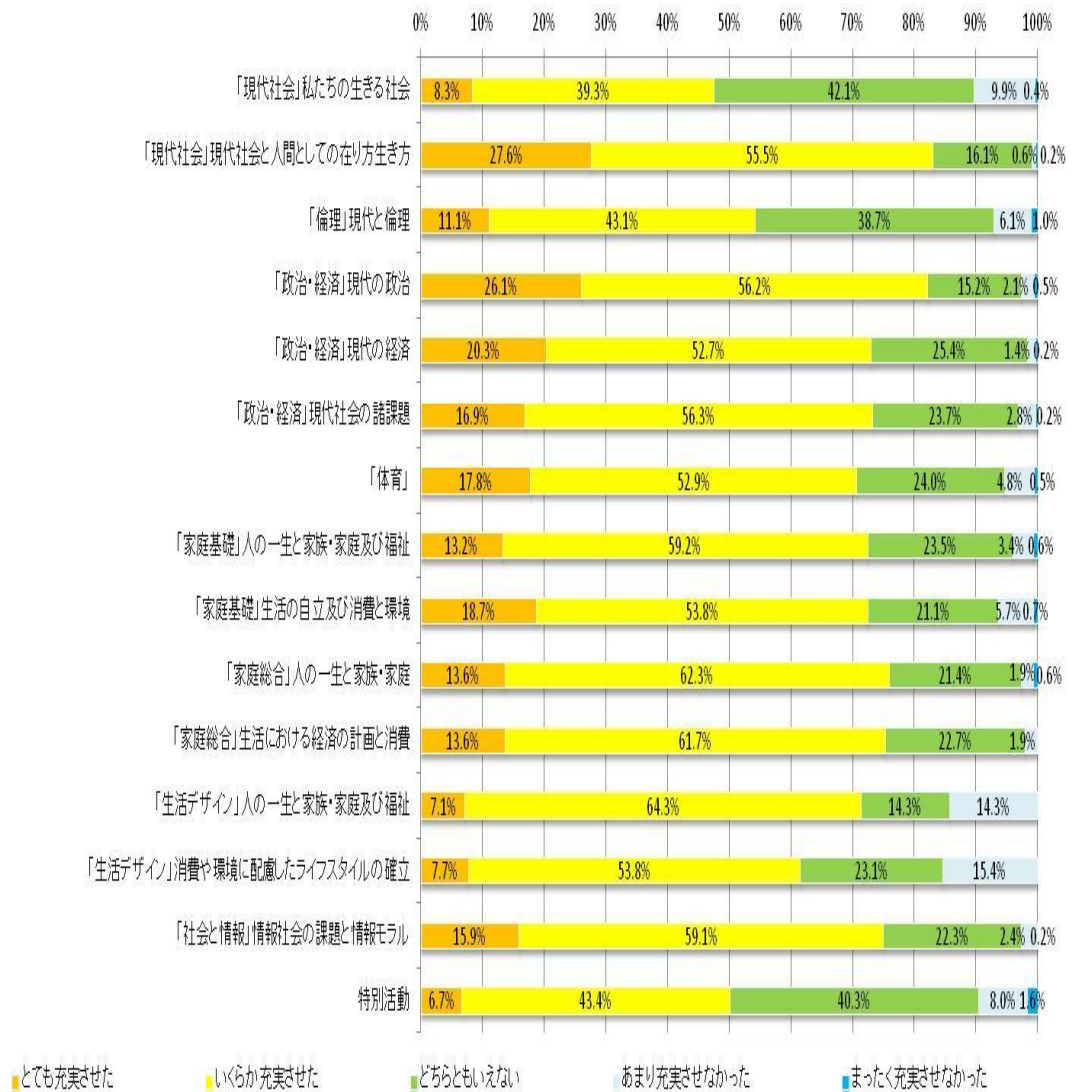
※実施時間数を無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校は、本問では「無回答」として扱った。割合の分母は「有効回答」とする。



図表 5-3-2 法教育の充実度（領域別）

	実数(校)					有効回答	無回答
	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった		
「現代社会」私たちの生きる社会	38	179	192	45	2	456	249
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	134	269	78	3	1	485	220
「倫理」現代と倫理	33	128	115	18	3	297	408
「政治・経済」現代の政治	110	237	64	9	2	422	283
「政治・経済」現代の経済	88	228	110	6	1	433	272
「政治・経済」現代社会の諸課題	72	240	101	12	1	426	279
「体育」	100	298	135	27	3	563	142
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	63	282	112	16	3	476	229
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	86	247	97	26	3	459	246
「家庭総合」人の一生と家族・家庭	21	96	33	3	1	154	551
「家庭総合」生活における経済の計画と消費	21	95	35	3	0	154	551
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	1	9	2	2	0	14	691
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	1	7	3	2	0	13	692
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	85	315	119	13	1	533	172
特別活動	34	222	206	41	8	511	194
	割合(%)					合計	
	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった		
「現代社会」私たちの生きる社会	8.3%	39.3%	42.1%	9.9%	0.4%	100.0%	
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	27.6%	55.5%	16.1%	0.6%	0.2%	100.0%	
「倫理」現代と倫理	11.1%	43.1%	38.7%	6.1%	1.0%	100.0%	
「政治・経済」現代の政治	26.1%	56.2%	15.2%	2.1%	0.5%	100.0%	
「政治・経済」現代の経済	20.3%	52.7%	25.4%	1.4%	0.2%	100.0%	
「政治・経済」現代社会の諸課題	16.9%	56.3%	23.7%	2.8%	0.2%	100.0%	
「体育」	17.8%	52.9%	24.0%	4.8%	0.5%	100.0%	
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	13.2%	59.2%	23.5%	3.4%	0.6%	100.0%	
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	18.7%	53.8%	21.1%	5.7%	0.7%	100.0%	
「家庭総合」人の一生と家族・家庭	13.6%	62.3%	21.4%	1.9%	0.6%	100.0%	
「家庭総合」生活における経済の計画と消費	13.6%	61.7%	22.7%	1.9%	0.0%	100.0%	
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	7.1%	64.3%	14.3%	14.3%	0.0%	100.0%	
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	7.7%	53.8%	23.1%	15.4%	0.0%	100.0%	
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	15.9%	59.1%	22.3%	2.4%	0.2%	100.0%	
特別活動	6.7%	43.4%	40.3%	8.0%	1.6%	100.0%	

※実施時間数を無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校は、本問では「無回答」として扱った。割合の分母は「有効回答」とする。



(4) 利用した教材

平成 25 年度における法教育に関する学習指導に関して、教科書以外に利用した教材を確認した。

科目等別に見ると、公民科では、「教科書に即した副教材」の割合が最も高く、現代社会 74.6%、倫理 76.9%、政治・経済 77.3%となっている。現代社会、政治・経済では、「新聞記事等」を利用したと回答した割合も比較的高い(現代社会 66.6%、政治・経済 68.1%)。

体育は、「教科書に即した副教材」50.0%、「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」37.6%の順に高い。

家庭科でも「教科書に即した副教材」の割合が最も高く、家庭基礎 67.3%、家庭総合 61.0%、生活デザイン 58.3%となっている。なお、家庭基礎、家庭総合では様々な教材を利用する傾向が伺え、「新聞記事等」「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」「教師が独自に作成したもの」の利用も 50%前後に及ぶ。

社会と情報には、家庭基礎、家庭総合と同様の傾向が見られ、「教科書に即した副教材」57.0%の割合が最も高いが、「新聞記事等」「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」「教師が独自に作成したもの」の利用も 40%前後に及ぶ。

特別活動は、特定の教材に集中することなく、「新聞記事等」「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」「教師が独自に作成したもの」の利用が 20%台に及ぶ。一方、「教科書以外の教材は特に利用していない」が 29.7%を占める。

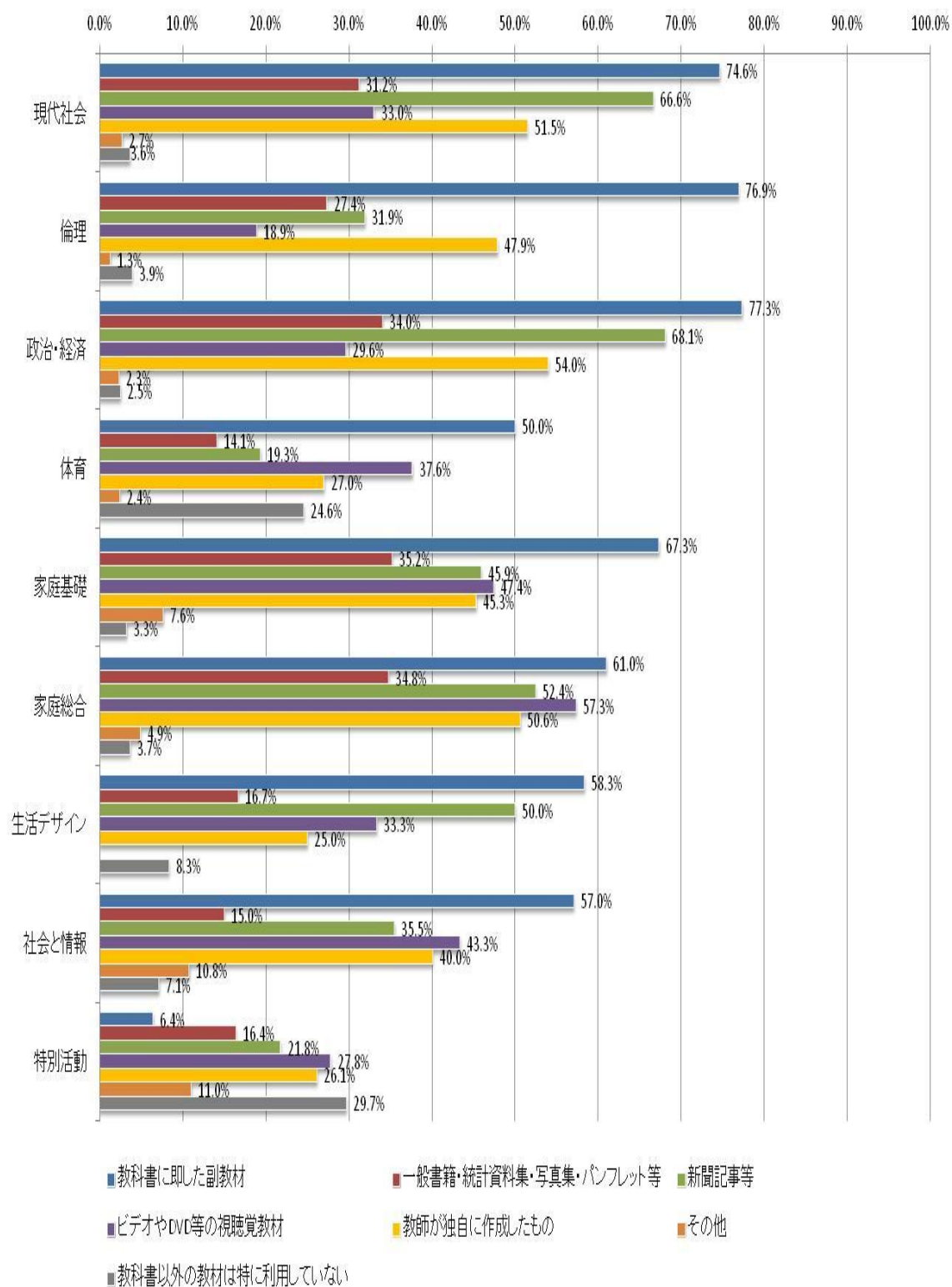
その他の回答では、いずれの科目等でも、「法律家等外部講師が講演会・出前授業で配布した資料」「インターネットで得た情報」等が見られた。

科目や領域によって多少の違いはあるが、実施時間の最頻値が 2.0 単位時間程度(前出の図表 5-1-1 を参照)であることから、特別活動以外では、教科書の内容に即していると使い勝手が良いと考えられる。

図表 5-4-1 各科目等において利用した教材

	実数（校）								
	現代社会	倫理	政治・経済	体育	家庭基礎	家庭総合	生活デザイン	社会と情報	特別活動
教科書に即した副教材	409	236	368	287	352	100	7	312	31
一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	171	84	162	81	184	57	2	82	79
新聞記事等	365	98	324	111	240	86	6	194	105
ビデオやDVD等の視聴覚教材	181	58	141	216	248	94	4	237	134
教師が独自に作成したもの	282	147	257	155	237	83	3	219	126
その他	15	4	11	14	40	8	0	59	53
教科書以外の教材は特に利用していない	20	12	12	141	17	6	1	39	143
有効回答	548	307	476	574	523	164	12	547	482
無回答	157	398	229	131	182	541	693	158	223
	割合（％）								
	現代社会	倫理	政治・経済	体育	家庭基礎	家庭総合	生活デザイン	社会と情報	特別活動
教科書に即した副教材	74.6%	76.9%	77.3%	50.0%	67.3%	61.0%	58.3%	57.0%	6.4%
一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	31.2%	27.4%	34.0%	14.1%	35.2%	34.8%	16.7%	15.0%	16.4%
新聞記事等	66.6%	31.9%	68.1%	19.3%	45.9%	52.4%	50.0%	35.5%	21.8%
ビデオやDVD等の視聴覚教材	33.0%	18.9%	29.6%	37.6%	47.4%	57.3%	33.3%	43.3%	27.8%
教師が独自に作成したもの	51.5%	47.9%	54.0%	27.0%	45.3%	50.6%	25.0%	40.0%	26.1%
その他	2.7%	1.3%	2.3%	2.4%	7.6%	4.9%	0.0%	10.8%	11.0%
教科書以外の教材は特に利用していない	3.6%	3.9%	2.5%	24.6%	3.3%	3.7%	8.3%	7.1%	29.7%

※実施時間数を無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校は、本問では「無回答」として扱った。また、回答状況を考慮して、公民科・家庭科・情報科については、選択肢「平成25年度は履修させていない」も、無回答として扱った。割合の分母は「有効回答」とする。



(5) 法教育に関する教材の利用状況

公民科、家庭科、情報科、特別活動を対象に、法務省が作成した法教育に関する教材（以下、「法教育に関する教材」と表記）の利用状況を確認した。

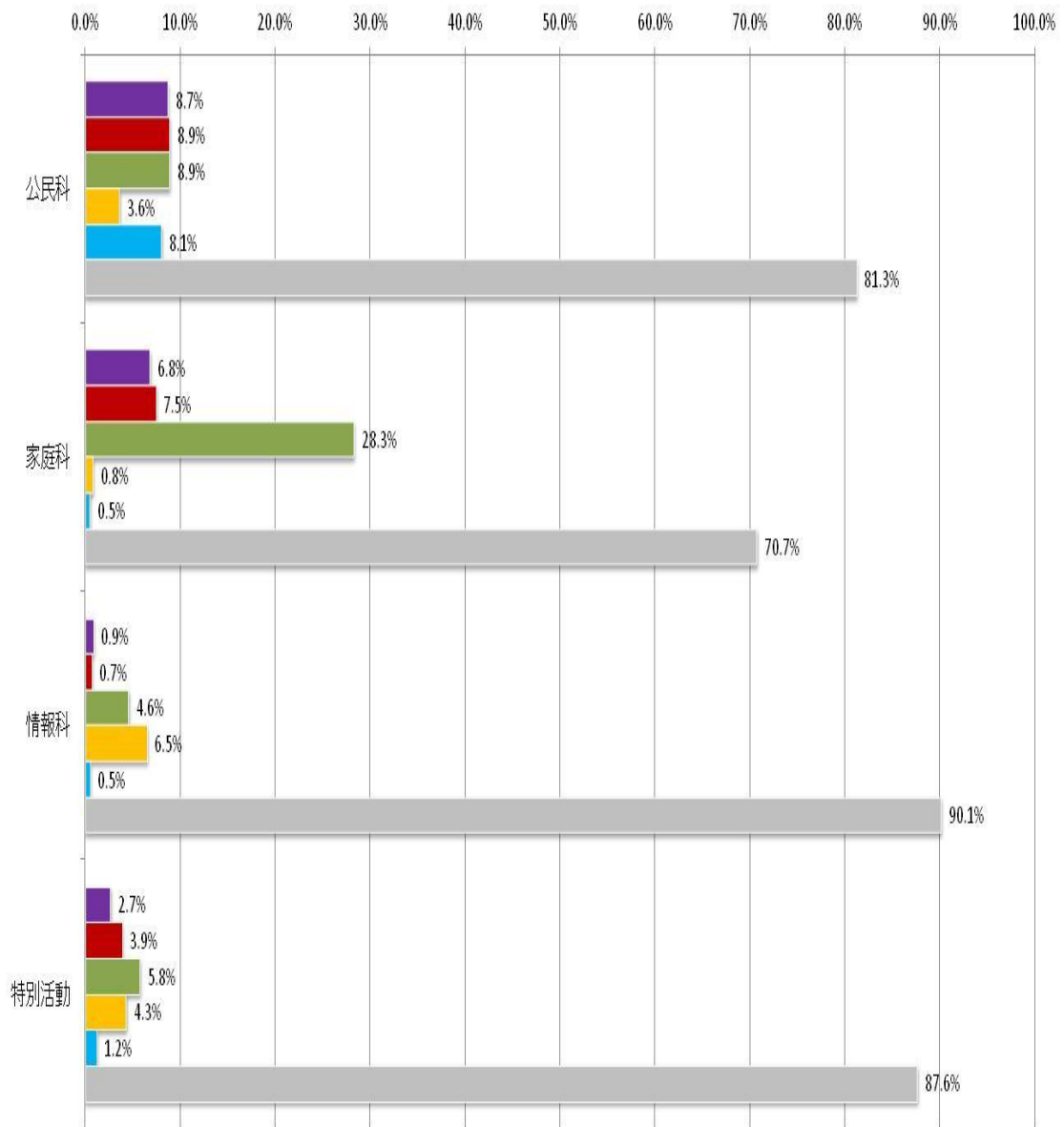
平成 25 年度は、いずれの教科等でも法教育に関する教材の利用は多くないようである。

5つの教材のうち、「身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）」の利用は、いずれの教科等でも比較的進んでいるようである。公民科、家庭科、情報科、特別活動の中では、家庭科での利用の割合が最も高く 28.3%となっている。

図表 5-5-1 各教科等における、法教育に関する教材の利用状況

	実数（校）				割合（％）			
	公民科	家庭科	情報科	特別活動	公民科	家庭科	情報科	特別活動
経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材	53	42	5	13	8.7%	6.8%	0.9%	2.7%
労働と法に関する教材	54	46	4	19	8.9%	7.5%	0.7%	3.9%
身の回りにある法律的な問題	54	174	26	28	8.9%	28.3%	4.6%	5.8%
ルールについて考えよう	22	5	37	21	3.6%	0.8%	6.5%	4.3%
刑事司法について考えよう	49	3	3	6	8.1%	0.5%	0.5%	1.2%
上記の教材は利用したことがない	494	435	511	425	81.3%	70.7%	90.1%	87.6%
有効回答	608	615	567	485				
無回答	97	90	138	220				

※実施時間数を受回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校は、本問では「無回答」として扱った。割合の分母は「有効回答」とする。



■ 経済活動を支える私法の基本的な考え方や雇用・労働問題に関する教材

■ 労働と法に関する教材

■ 身の回りにおける法的な問題 (契約・婚姻・親族・相続・不法行為) (私法分野に関する教材)

■ ルールについて考えよう (公法分野に関する教材)

■ 刑事司法について考えよう ~正義の実現に向けて~ (刑事法分野に関する教材)

■ 上記の教材は利用したことがない

(6) 法律家や関係各機関との連携の状況

教科等別に、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した授業を行ったか、行った場合はその連携先を聞いた。

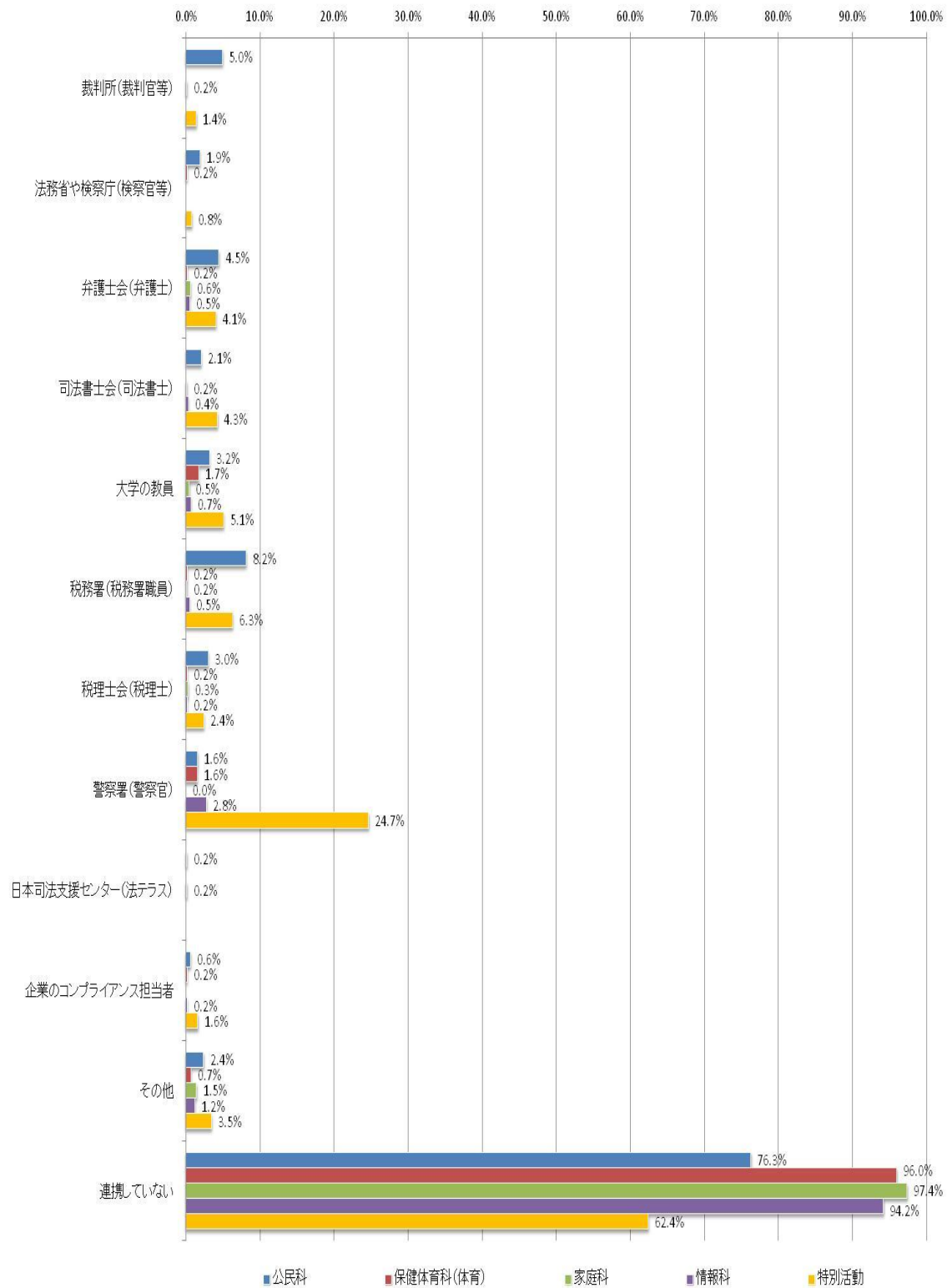
平成25年度は、いずれの教科等でも法律家や関係各機関との連携は進んでいないようである。先述の、実施時間数が2.0単位時間程度であること、教科書に即した副教材の利用状況を考慮すると、特に、公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科では、法律家や関係各機関との連携よりも、教科書の内容の充実が優先されると考えられる。

公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動を比較すると、特別活動で法律家や関係各機関との連携が比較的進んでいるようである。その中でも「警察署（警察官）」24.7%の割合が最も高かった。なお、「その他」の記述内容には、「社会保険労務士」「通信事業者」が複数の教科等で見られた。

図表 5-6-1 法律家や関係各機関との連携状況（教科等別）

	実数（校）					割合（％）				
	公民科	保健体育科（体育）	家庭科	情報科	特別活動	公民科	保健体育科（体育）	家庭科	情報科	特別活動
裁判所（裁判官等）	31	0	1	0	7	5.0%	0.0%	0.2%	0.0%	1.4%
法務省や検察庁（検察官等）	12	1	0	0	4	1.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.8%
弁護士会（弁護士）	28	1	4	3	20	4.5%	0.2%	0.6%	0.5%	4.1%
司法書士会（司法書士）	13	0	1	2	21	2.1%	0.0%	0.2%	0.4%	4.3%
大学の教員	20	10	3	4	25	3.2%	1.7%	0.5%	0.7%	5.1%
税務署（税務署職員）	51	1	1	3	31	8.2%	0.2%	0.2%	0.5%	6.3%
税理士会（税理士）	19	1	2	1	12	3.0%	0.2%	0.3%	0.2%	2.4%
警察署（警察官）	10	9	0	16	121	1.6%	1.6%	0.0%	2.8%	24.7%
日本司法支援センター（法テラス）	1	0	1	0	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
企業のコンプライアンス担当者	4	1	0	1	8	0.6%	0.2%	0.0%	0.2%	1.6%
その他	15	4	9	7	17	2.4%	0.7%	1.5%	1.2%	3.5%
連携していない	477	553	604	538	306	76.3%	96.0%	97.4%	94.2%	62.4%
有効回答	625	576	620	571	490					
無回答	80	129	85	134	215					

※実施時間数を無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校は、本問では「無回答」として扱った。割合の分母は「有効回答」とする。



(7) 法教育に関する授業を充実させるために工夫した内容

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点を自由記述により確認した。回答は「内容・テーマに関すること」「方法に関すること」「その他」に大別し、回答数が比較的多い内容を中心に、その概要を表に示した。

①公民科における取組状況

■「現代社会」私たちの生きる社会

現代社会の「私たちの生きる社会」については、167校から回答があった。

内容・テーマに関しては、学習指導要領に記載の内容を充実させたとの回答が多く見られた。方法に関しては、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多かった。

授業の展開方法として、関連する著述や映像を題材に学習内容への理解を深めた上で、ディスカッションやグループワーク等で実践するとの回答も見受けられた。

また、倫理、世界史、中学校の学習内容、学校の教育目標等、各学校の教育課程の特色を活かした連携がなされている様子が伺える。

図表 5-7-1 「現代社会」私たちの生きる社会に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関すること	<p>○「幸福、正義、公正などの理解」の内容を充実させた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幸福、正義、公正などの理解」に関連する書籍や映像を題材にした (NHK「ハーバード白熱教室」、マイケル・サンデル『これからの「正義」の話しよう』、ジョン・ロールズ『正義論』、ジョン・スチュアート・ミル『自由論』、アダム・スミスの「正義」に関する著述)
方法に関すること	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した</p> <p>(新聞記事、判例、視聴覚教材 (DVD、パワーポイント、電子黒板)、書籍、教師が独自に作成した資料 等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークやディスカッションをさせ、ひとつの事象について、複数の立場からの意見を考えさせた ・新聞記事を読んで気付いたことを発表、新聞記事の感想をノートにまとめて提出させた ・税に関する作文に取り組みさせた <p>○専門家や関係各機関と連携した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、銀行員から話を聞いた
その他	<p>○他の教科・科目等の学習内容と関連付けて指導した</p> <p>(倫理、世界史、中学校での学習内容、学校の教育目標 等)</p> <p>○関係各機関との連携等は中学校で実施し、高校では受験指導を中心に行っている</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(167校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会の「現代社会と人間としての在り方生き方」には、303校から回答があった。

内容・テーマに関しては、学習指導要領に記載の内容のうち、「日本国憲法に定める政治の在り方」「民主政治における個人と国家についての考察」「個人の尊重」「国民の権利の保障」「法の支配」「法や規範の意義及び役割」「司法制度の在り方」「裁判員制度」の内容を充実させたとの回答が多く見られた。その中でも「裁判員制度」に関する内容を充実させたとの回答が目立った。

方法に関しては、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多かった。ここでも、裁判員調査票の利用、裁判員制度のDVDの視聴等、「裁判員制度」に関する回答が見られた。

図表 5-7-2 「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<p>○「日本国憲法に定める政治の在り方」「民主政治における個人と国家についての考察」「個人の尊重」「国民の権利の保障」「法の支配」「法や規範の意義及び役割」「司法制度の在り方」「裁判員制度」の内容を充実させた</p> <p>○「市場経済の機能と限界」「雇用、労働問題」「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方」「消費者に関する問題」の内容を充実させた</p>
方法に関する事	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (視聴覚教材(DVD)、新聞記事、判例、一般書籍、憲法原典、裁判員調査票、関係各機関が発行した冊子、教師が独自に作成した資料 等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判決文を書かせた ・憲法を口語訳させた ・作文に取り組ませた(税・人権) ・新聞記事を読んで気付いたこと等をまとめさせた ・小論文形式のテストを実施した ・ディスカッションをした(死刑制度 等) <p>○擬似的な体験をさせた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイをさせた(クーリングオフ 等) ・特定のテーマについて量刑を判断させた ・クイズを行った ・為替レートの推移を確かめさせた <p>○専門家や関係各機関と連携した (検察庁、裁判所、国会、弁護士(弁護士会)、公正取引委員会、司法書士会、大学、東京証券取引所、銀行員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判の傍聴、出前授業・職場見学の実施 ・教師が裁判を傍聴したり、講演で聞いたりした内容を生徒に伝えた <p>○教科書の内容に沿って授業を進めた</p>
その他	<p>○他の教科等と連携した(政治・経済、家庭科)</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(303校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「倫理」現代と倫理

倫理の「現代と倫理」には、104校から回答があった。

内容・テーマに関しては、学習指導要領に記載の内容を充実させたとの回答が多く見られた。いくつかの回答からは、保健や家庭科の各科目等、他の教科等に関連するテーマを選び取り組んだ様子も伺える。

方法については、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多く見受けられた。その中でも、新聞記事を活用したとの回答が目立った。

図表 5-7-3 「倫理」現代と倫理に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<p>○「<u>民主社会における人間の在り方</u>」の内容を充実させた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民主社会における人間の在り方」に関連する著述を引用して、理解を深めた（カント、ベンサム、ミル、サンデル、ホッブス、ロック、ルソー 等） ○環境倫理、生命倫理、情報倫理等の考え方と法のつながりに注目して学習させた ○啓蒙思想との関連性について取り上げた
方法に関する事	<p>○<u>教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した</u></p> <p>（教科書に即した副教材、新聞記事、判例、教師が独自に作成した資料 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○話し合いや考える場面を用意した ・身近な事例について、調べ学習やグループディスカッション、プレゼンテーションをさせた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○他の教科・科目等との関連性を考慮して指導した（現代社会、政治・経済、世界史、家庭科各科目、保健） ○受験指導の充実のみに力を注いでいる

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答（104校）のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「政治・経済」現代の政治

政治・経済の「現代と政治」には、239校から回答があった。

内容・テーマに関しては、学習指導要領に記載の内容を充実させたとの回答が多く見られた。その中でも、裁判員制度に関する内容を充実させたとの回答が目立った。

方法に関しては、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多かった。この領域の特徴として、判例を題材にすること、疑似体験や関係機関の見学が挙げられる。

いくつかの回答から、裁判員制度についての授業では、判例や新聞記事から現状を理解した上で、模擬裁判や裁判の傍聴をとおして理解を深めている様子が伺える。

図表 5-7-4 「政治・経済」現代の政治に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	○「国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観」「法の意義と機能」「権利と義務の関係」「基本的人権の保障と法の支配」「裁判員制度」に関する内容を充実させた
方法に関する事	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (資料集、新聞記事、判例、視聴覚教材(DVD、テレビドラマ「HERO」)、関係各機関のホームページや冊子(最高裁判所、弁護士会、司法書士会)、教師が独自に作成した教材等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワークをさせた ・税の作文に取り組みさせた <p>○擬似的な体験をさせた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬裁判をさせた ・裁判員の疑似体験をさせた <p>○専門家や関係各機関と連携した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある高等裁判所・地方裁判所での裁判の傍聴 ・地域にある法務局の見学 ・税理士による租税教室を実施 ・検察庁や裁判所主催の研修に教師を派遣した ・教師が、模擬裁判(大学の研究室主催)を体験したり、弁護士から話を聞いたりし、それを生徒に伝えた
その他	<p>○他の教科・科目等との関連性を考慮して指導した (現代社会、倫理、情報)</p> <p>○教科書の内容を指導することで精一杯である</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(239校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「政治・経済」現代の経済

政治・経済の「現代の経済」には、190校から回答があった。

内容・テーマには、学習指導要領に記載の内容を充実させたとの回答が多く、「クーリングオフ」「悪徳商法」を挙げる回答が目立った。

方法については、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多く見られた。この領域で活用したゲーム等疑似体験の教材・題材は、家庭科と共通しており、実際に家庭科と連携して授業を展開したとの回答も見られた。その他、学習した内容を文化祭の模擬店等、学校行事に活かす例も見られた。

図表 5-7-5 「政治・経済」現代の経済に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	○「市場経済の機能と限界」「消費者に関する問題」に関する内容を充実させた (クーリングオフ、悪徳商法 等)
方法に関する事	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (資料集、統計資料、判例、新聞記事、センター試験問題、関係各機関が発行した冊子(国税庁、消費生活センター、東京証券取引所)、関係各機関のホームページを閲覧した(最高裁判所)、広告、教師が独自に作成した資料 等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のテーマを与え、グループ討議をさせ、その内容を発表させた ・特定のテーマについて、新聞等で調べさせ、レポートを書かせた <p>○擬似的な体験をさせた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式投資シミュレーションをさせた ・クーリングオフの疑似体験をさせた ・ゲームにより学習内容への理解を深めさせた(市場の価格形成、人生すごろく(第一生命)) <p>○専門家や関係各機関と連携した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券・経済セミナー」に教師が参加し、得た情報を授業に活用した ・出前授業を実施した (司法書士会、消費生活センター、金融広報中央委員会)
その他	<p>○他の教科・科目等との関連性を考慮して指導した (倫理、家庭科、国語科)</p> <p>○学習した内容を文化祭での模擬店業務、価格設定に活かした</p> <p>○受験指導の充実のみに力を注いでいる</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(190校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「政治・経済」現代社会の諸課題

政治・経済の「現代社会の諸課題」には、182校から回答があった。

内容・テーマには、学習指導要領に記載の内容を充実させたとの回答が多く、「ブラックバイト」といった生徒の身近な事柄と関連付けて指導したとの回答もあった。

方法に関しては、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が最も多い。

また、「雇用と労働を巡る問題」という内容から、求人票の活用や将来設計をまとめる等、進路指導を兼ねて授業を展開する方法も見られた。

図表 5-7-6 「政治・経済」現代社会の諸課題に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○「雇用と労働を巡る問題」に関する内容を充実させた ○生徒の身近な事柄と関連付けて指導した (ブラックバイト、非正規雇用と正規雇用の年金や保険の比較 等)
方法に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (資料集、統計資料、判例、求人票、テレビ番組、関係各機関のホームページ(最高裁判所) 等) ○話し合いや考える場面を用意した <ul style="list-style-type: none"> ・特定のテーマを与え、グループ討議をさせ、その内容を発表させた ○擬似的な体験をさせた <ul style="list-style-type: none"> ・就職を意識して、将来設計をまとめさせた ○専門家や関係各機関と連携した <ul style="list-style-type: none"> ・「証券・経済セミナー」に教師が参加し、得た情報を授業に活用した ・税理士による租税教室を実施した
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○他の教科・科目等との関連性を考慮して指導した (倫理、進路指導) ○関係各機関との連携等は中学校で実施し、高校では受験指導を中心に行っている

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(182校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

②保健体育科（体育）における取組状況

体育の「ルールやマナーを大切にしようとする事」「フェアなプレイを大切にしようとする事」「スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること」について、280校から回答があった。

内容・テーマについては、各種目の導入時をはじめ多くの場面で学習指導要領に記載の内容を強調しているとの回答が多く見られた。回答からは、安全に競技を行うためにも、ルールやマナーを強調している様子が伺える。

方法については、他の科目と比べて、DVDを活用したとの回答が目立った。

図表 5-7-7 「体育」に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<u>○ルールやマナー、フェアプレイの大切さを強調した</u> (毎回の授業、各種目の導入時、競技中必要に応じて 等)
方法に関する事	○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (各スポーツのルールブック、視聴覚教材 (DVD)、新聞記事、インターネットで配信されるニュース、教師が独自に作成した資料 等) ○話し合いや考える場面を用意した ・生徒自らルールを調べ、それを発表する機会を設けた ・みんなが楽しむことができる活動にするために生徒たちにルールを作らせ、興味・関心を持たせた ・安全面に配慮して、独自のルールを加えた ○専門家や関係各機関と連携した ・消防署と連携し、AEDの使用や心配蘇生法を学習させた ・警察署と連携し、護身術を学習させた ・大学の教員による授業を実施した (ルールの国際比較 等)
その他	○学校行事 (体育祭等) で継続的に指導した ○公民科や中学校での学習内容との関連を示しながら授業をした ○体育担当教員での情報共有や研修を実施した ○生徒指導部と連携し、全校集会においてマナー (あいさつをすること、身だしなみを整えることを含む) について話した

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答 (280校) のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

③家庭科における取組状況

■「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉

家庭基礎の「人の一生と家族・家庭及び福祉」については、262校から回答があった。

内容・テーマについては、家族に関する法律について充実させた、民法に関する内容を充実させたとの回答があった。

方法としては、教科書以外の教材や資料等を活用し具体的な例・身近な例を示した、話し合いや考える場面を用意したとの回答が多く見られた。

家族に関する法律を取り上げる場面では、様々な家庭環境を考慮し、多くの生徒が知っているアニメを例に挙げたり、「普通」という言葉を避けて説明したりしたとの回答が散見された。

図表 5-7-8 「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○「家族に関する法律」について充実させた ○民法に関する内容を充実させた (旧民法と現民法を比較、法改正の状況等)
方法に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した</u> (資料集、新聞記事やインターネットで配信されるニュース、視聴覚教材(DVD)、サザエさんの家系図、教師が独自に作成した資料 等) ○<u>話し合いや考える場面を用意した</u> <ul style="list-style-type: none"> ・○×クイズにより、生徒の学習意欲を高めた ・現行の法律の中で現在の生活に合わないもの、それに代わる新しい法律を考えさせ、発表させた ・相続について、実際に計算させた ○擬似的な体験をさせた <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届、出生届等に擬似記入をさせた ・ロールプレイをさせた ○専門家や関係各機関と連携した <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の見学
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な家庭環境を考慮し、「普通」という言葉の使用を避けた ○公民科と連携して指導内容や方法を検討した

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(262校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境

家庭基礎の「生活の自立及び消費と環境」については、296校から回答があった。

内容・テーマについては、学習指導要領に記載されている内容について、特に、クレジットカードやローン、クーリングオフの仕組み、悪徳商法の事例等を充実させたとの回答が多かった。

方法に関しては、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多く見られた。この領域では、資料集、DVD等の視聴覚教材、新聞記事に加え、関係各機関が発行する様々な冊子やホームページの活用が比較的多く見られた。また、専門家や関係各機関と連携したとの回答も目立った。

図表 5-7-9 「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	○「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」に関する内容を充実させた (クレジットカードやローンの仕組み、クーリングオフの仕組み、悪徳商法の事例)
方法に関する事	○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (資料集、視聴覚教材(DVD)、新聞記事、関係各機関のホームページ(消費者庁、国民生活センター、警察、銀行)、関係各機関が発行する冊子(地方自治体、日本クレジット協会、金融広報中央委員会)、教師が独自に作成した教材等) ○擬似的な体験をさせた ・クーリングオフの擬似手続きをさせた ・金利の計算をさせた ・クレジットカードの利用について、ロールプレイをさせた ・人生サイクルゲーム(第一生命より提供)をさせた ○専門家や関係各機関と連携した ・弁護士、消費生活センター、日本消費生活アドバイザー・コンサルタントと連携した授業を実施した
その他	○家庭科の住生活分野の学習内容との関連を意識した

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(296校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「家庭総合」人の一生と家族・家庭

家庭総合の「人の一生と家族・家庭」については、77校から回答があった。

前掲の家庭基礎「人の一生と家族・家庭と福祉」と同様に、内容・テーマについては、家族に関する法律について充実させた、民法に関する内容を充実させたとの回答があった。

方法についても、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多かった。特に、民法を扱う際には、新聞記事、マンガ、歌詞等、生徒にとって身近なものを活用する工夫が見られる。

なお、家族に関する法律について説明する際に、様々な家庭環境に配慮し、「普通」という表現を避ける工夫は、前述の家庭基礎と共通していた。

図表 5-7-10 「家庭総合」人の一生と家族・家庭に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○「家族に関する法律」について充実させた ○民法に関する内容を充実させた (旧民法と現民法を比較、法改正の状況等)
方法に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (視聴覚教材(DVD)、新聞記事、関係各機関が発行する冊子(日本クレジット協会)、マンガ、歌詞、教師が独自に作成した教材等) ○話し合いや考える場面を用意した <ul style="list-style-type: none"> ・○×クイズにより、生徒の学習意欲を高めた ・人生すごろくを考えさせる過程で関連する法律について学ばせた ・マンガや流行している歌詞から、家族観の変化や民法改正について考察させた ○擬似的な体験をさせた <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届、出生届等に擬似記入をさせた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な家庭環境に考慮し、「普通」という言葉の使用を避けた ○公民科と連携して指導内容や方法を検討した

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(77校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「家庭総合」生活における経済の計画と消費

家庭総合の「生活における経済の計画と消費」については、90校から回答があった。

前掲の家庭基礎「生活の自立及び消費と環境」と同様に、内容・テーマには、学習指導要領に記載されている内容について、特に、クレジットカードやローン、クーリングオフの仕組み、悪徳商法の事例等を充実させたとの回答が多かった。

方法は、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多く見られた。この他に、教師が研修を受けたり、関係各機関に話を聞いたり、情報を収集するための様々な工夫が見られた。

図表 5-7-11 「家庭総合」生活における経済の計画と消費に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関すること	○「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」に関する内容を充実させた (クレジットカードやローンの仕組み、クーリングオフの仕組み、悪徳商法の事例)
方法に関すること	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (ワークブック、新聞記事、関係各機関が発行する冊子、関係各機関が発行するDVD等の視聴覚教材(金融庁、日本クレジット協会)等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○×クイズにより、生徒の学習意欲を高めた <p>○擬似的な体験をさせた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットショッピング、支払い方法の選択、悪徳商法についてロールプレイをさせた ・マネープランゲームを活用した ・クーリングオフの擬似手続きをさせた <p>○専門家や関係各機関と連携した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業を利用した(金融広報中央委員会、全国銀行協会、企業) ・教師が近隣の消費生活センターに相談の多い事例を聞き、生徒に伝えた ・教師が専門家の講演を聞いたり、研修を受けたりした(家庭科教育研究会等)
その他	<p>○公民科と連携して指導内容や方法を検討した</p> <p>○家庭科クラブ(課外活動)で理解を深めた</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(90校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

■「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉

生活デザインの「人の一生と家族・家庭及び福祉」に関して、2校から回答があった。

ともに方法に関することであり、生徒が関心を持てるよう、具体例を挙げたり疑似体験をさせたりしているようである。

図表 5-7-12 「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉に関して工夫した内容

分類	回答の内容
方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した（新聞記事） ○擬似的な体験をさせた <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届、出生届等に擬似記入をさせた

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。

■「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

生活デザインの「消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」については、4校から回答があった。

すべて方法に関することであり、生徒が関心を持てるように様々な教材や資料等を活用している様子が伺える。

図表 5-7-13 「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立に関して工夫した内容

分類	回答の内容
方法に関すること	○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した（新聞記事、視聴覚教材（DVD）、関係各機関からの情報（消費生活センター））

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。

④情報科における取組状況

社会と情報の「情報社会の課題と情報モラル」に関して、327校から回答があった。

内容・テーマについて、知的財産権や個人情報の保護に関すること、生徒にとって身近な事例を取り上げたとの回答が多く見られた。身近な事例については、時事的な内容を踏まえ年間を通して継続的に指導している学校もあった。

方法には、教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示したとの回答が多かった。回答からは、教科書にはない最新の情報を得るために、様々な教材や資料等を活用している様子が伺える。

その他、他教科等や学校行事と連携して繰り返し指導しているとの回答もあった。

図表 5-7-14 「社会と情報」情報社会の課題と情報モラルに関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関すること	<p>○知的財産権や個人情報の保護について充実させた (知的財産権、個人情報保護法 等)</p> <p>○上記以外のテーマを扱った (情報モラル、サイバー犯罪 等)</p> <p>○生徒にとって身近な事例を取り上げた ・IT関連の事件が起きた時は、授業開始時に事例として紹介した</p>
方法に関すること	<p>○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (新聞記事、視聴覚教材(DVD)、マンガ、関係各機関が発行する教材(警視庁、文化庁、特許庁、NTTドコモ、グリー、文部科学省が推進している視聴覚教材)、関係各機関のホームページ(文化庁、JASRAC)、教師が独自に作成した教材 等)</p> <p>○話し合いや考える場面を用意した ・事例を示し、それについてグループで話し合いをさせた ・毎時間20分程度を使って、レポートを作成させた ・生徒に情報モラルのリーフレット、Q&A集を作らせた</p> <p>○専門家や関係各機関と連携した ・出前授業を実施した(総務省、NTTドコモ、グリー)</p>
その他	<p>○家庭科、総合的な学習の時間、学校図書館と連携した</p> <p>○商業科の教材を参照した</p> <p>○全校集会等で継続して指導した</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(327校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

⑤特別活動における取組状況

特別活動の「ホームルーム活動」「生徒会活動」に関して、115校から回答があった。

内容・テーマに関しては、学校生活や普段の生活に関わるテーマを扱ったとの回答が多く見られた。

他の教科と比べて、専門家や関係各機関と連携したとの回答が多かった。その中でも、警察署と連携して、交通安全、薬物乱用防止、喫煙や飲酒禁止、情報モラル等を扱ったとの回答が目立った。

また、他教科での学習内容を踏まえて模擬裁判等の疑似体験をさせたとの回答や、弁護士等、外部の専門家によるキャリア教育の中で法教育を実践したとの回答もあった。このような回答から、教科等で役割を明確にし、連携して実践した様子が伺える。

図表 5-7-15 特別活動「ホームルーム活動」「生徒会活動」に関して工夫した内容

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事において、よりよい生活を築くために生徒たちできまりをつくってそれを守る活動をさせた (文化祭、体育祭、球技大会 等) ○生徒会に関連する活動をさせた (自転車の乗り方のルール作り、生徒会細則の点検、募金活動 等) ○生徒の生活に関わるテーマを扱った (校則、インターネットやSNSの利用方法、サイバー犯罪、非行防止、薬物乱用防止、飲酒禁止、喫煙禁止、裁判、人権、税、年金、交通安全 等)
方法に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書以外の教材や資料等を活用し、具体的な例、身近な例を示した (新聞記事、視聴覚教材 等) ○生徒の主体的な取組を促した (全校集会や各学級での討議、模擬裁判、模擬投票、ポスター作り、税に関する作文 等) ○専門家や関係各機関と連携した (警察署、総務省関東総合通信局、弁護士会、税務署、薬剤師)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○他の教科等との連携を図った (現代社会、倫理) ○キャリア教育の一環で外部の講師による講演会の中で法教育をした

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(115校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

(8) 希望する教材の内容・テーマ

①公民科における学習指導

公民科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいか自由記述により回答を求めたところ、301校の回答があった。

公民科での学習内容に関連する個別の内容・テーマを取り扱う教材を望む意見が多かった。この種の回答は、特定の内容・テーマに集中することなく、多岐にわたっている。また、事例・判例集を求める意見も多かった。個別の内容・テーマを扱う場合は、事例や判例とともに具体的に学べる教材が求められていると考えられる。

図表 5-8-1 公民科に関して希望する教材の内容・テーマ

分類	回答の内容
内容・テーマに関すること	<p>○個別のテーマを扱った教材 (幸福、正義、公正などの理解、憲法改正、国民主権、基本的人権の尊重、ヘイトスピーチ、集団的自衛権、裁判員制度、死刑制度、刑事裁判・民事裁判・行政裁判の区別、検察審査会、違憲判決、冤罪、国会、内閣、刑法、民法、国際法、商法、会社法、株式市場の仕組み、財政法、銀行法、商取引、法令遵守、契約、消費者に関する問題、労働に関する法律、社会福祉、社会保障、少年法等)</p> <p>○事例・判例集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の法改正・判例についてまとめた教材 ・個別のテーマについて、問題の具体例や判例の解説 ・法教育に関する、公民科各科目を組み合わせた学習指導の事例 <p>○法と実生活の関わりを理解できる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれてから死ぬまでの間の生活に関わる法体系についての表や資料 ・ニュースで取り上げられている出来事、校則、アルバイト、スマートフォンやSNSの利用等、高校生にとって身近な例を扱ったもの ・高校卒業後に関わる法律(賃貸契約、選挙等) <p>○法そのものについて理解を深められる教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法を守る意義、法の読み方、作る時の文のルール等をわかりやすく示した教材 ・法と道德の違いを、具体例を用いて説明した教材 ・国や地域毎の法の相違をわかりやすく示した教材
方法に関すること	<p>○生徒が主体的に取り組める教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の事件を基に生徒に有罪・無罪を考えさせる教材 ・疑似体験できるゲーム、映像資料、パワーポイントのスライド ・模擬裁判の補助教材(事例集、指導書、教具) <p>○1回の授業(50分程度)で扱える内容や量</p> <p>○紙媒体以外で提供されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の事例を閲覧、ダウンロードできるウェブサイト
その他	<p>○現状でよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の教科書や学習指導要領の内容で十分 ・教科書外のことを教えるゆとりがない

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(301校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

②保健体育科（体育）における学習指導

保健体育科（体育）における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいか自由記述により回答を求めたところ、250校の回答があった。

回答は、ルールやマナー、フェアプレイの大切さを示した教材を求める回答が多かった。内容は、「各種目のルールやマナーをまとめた教材」と、「各種目のルールやマナーを守らなかったことによって起こった事故やペナルティをまとめた事例」に大別される。方法に関しては、実際の試合を題材にした映像を望む意見が散見された。

また、ルールやマナーを大切にすることは当然なので、現在ある教材でよいとの回答があった。一方で、道徳と関連付けた指導ができるのではとの提案や、その教材を望む意見も見られた。

図表 5-8-2 保健体育科（体育）に関して希望する教材の内容・テーマ

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<p><u>○ルールやマナー、フェアプレイの大切さを示した教材</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種目のルールやマナーを簡潔にまとめたもの ・各種目のルールを守らなかったことによって起こった事故やペナルティをまとめた事例集 <p>○スポーツのルールが用具や用品、施設等の改良によって変わり続けていることを示した教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年のルールの変更点をまとめたもの <p>○上記の他に、個別のテーマを扱った教材 (スポーツ基本法、スポーツ仲裁機構、ドーピングによる法的トラブル、体罰 等)</p> <p>○生徒が主体的に取り組める教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに自分たちでスポーツを作ることを通して、そのスポーツが成立するためには何が必要か考えさせる
方法に関する事	<p>○DVD等視聴覚教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックやインターハイ等の実際の試合の映像に、ルールや審判法等の解説付の視聴覚教材があると指導しやすい
その他	<p>○現状のままでよい</p> <p>○道徳に近い内容なので、それと関連付けて指導できるような教材があると良い</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答（250校）のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

③家庭科における学習指導

家庭科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいか自由記述により回答を求めたところ、332校の回答があった。

回答には、家庭科での学習内容に関連する個別の内容・テーマを取り扱った教材を希望する意見が多く、中でも、家族に関する法律が目立った。また、生活に関わる法律をまとめた教材を望む意見も多かった。各単元の導入部分で、法律が生活とどのように関わっているかを図等で概観できる教材が求められていると推察される。あわせて、疑似体験を通して生活と法律の関わりを実感できる教材も求められているようである。

図表 5-8-3 家庭科に関して希望する教材の内容・テーマ

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<p>○家族に関する法律を扱った教材</p> <p>○消費者教育に関する法律を扱った教材</p> <p>○上記の他、個別のテーマを扱った教材</p> <p>(育児・介護休業法、児童福祉、子どもの権利条約、高齢者福祉、生存権、DV防止、男女共同参画社会基本法、インターネットの利用におけるトラブル、いじめ防止、非行防止、労働に関する法律、建築基準法、食品に関する法律)</p> <p>○生活に関わる法律についてまとめられた教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誕生から死に至るまで、法律が関係していることがわかるような資料 ・日常生活と関連した場面で具体的な法律の活用方法がわかる教材 <p>○最新の事例をまとめた教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の法改正の内容についてまとめた教材
方法に関する事	<p>○生徒にとってわかりやすくまとめられた教材 (映像、マンガ、フローチャート 等)</p> <p>○生徒が考えたり体験したりしながら学べる教材 (クイズ、ゲーム、ロールプレイ 等)</p>
その他	<p>○現在あるもので良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とりあえず今の教材を扱うことで精一杯

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(332校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

④情報科における学習指導

情報科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいか自由記述により回答を求めたところ、426校の回答があった。

回答には、生徒にとって身近なものや場面を扱った教材が多く見られた。また、事例集も多く、その内容は、高校生が被害者・加害者となった事例、学校教育における著作権の例外、各学校の取組事例に大別できる。また、最新の情報との回答もあった。この分野に関する法の成立や改正、問題となる事例の変化の速さから、教科書の内容では対応しきれないため、随時、インターネットで配信されることを望んでいるようである。

図表 5-8-4 情報科に関して希望する教材の内容・テーマ

分類	回答の内容
内容・テーマに関すること	<p>○生徒にとって身近なものや場面を扱った教材 (LINE、Twitter、Facebook等のSNS、スマートフォンでの音楽・動画のダウンロード、インターネットショッピング、インターネット上のいじめ、誹謗・中傷等)</p> <p>○知的財産や個人情報の保護について扱った教材 (知的財産権、個人情報保護法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 等)</p> <p>○上記の他、個別のテーマを扱った教材 (情報モラル、サイバー犯罪)</p> <p>○事例集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が陥りそうな法律に反する行為の事例集 ・高校生が加害者となった事件の解説、判例をまとめたもの ・学校教育における著作権の例外をまとめたもの ・各学校の取組内容をまとめた指導事例集 <p>○最新の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい法律に対する情報(教科書に載っていない内容) ・教科書の情報では古いので、最新の情報が必要
方法に関すること	<p>○紙媒体以外で提供されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の中でどんどん進んでいく分野なので、最新の情報をインターネットで配信して欲しい <p>○生徒が考えたり体験したりしながら学べる教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クイズ形式 <p>○1~2単位時間で学べる教材</p>
その他	<p>○現状でよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在ある教材をしっかり理解させ、知識として定着させていくことが最優先である

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(426校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

⑤特別活動における学習指導

特別活動における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいか自由記述により回答を求めたところ、197校の回答があった。

回答には、個別のテーマを扱った教材を希望する意見が多く見られた。特に、公民科・家庭科・情報科の学習内容と関連する内容が多く挙げられていた。また、一部ではあるが、法教育は特別活動ではなく公民科の授業で取り入れること、小・中学校の道徳との関連を明確にした内容を望む回答もあった。特別活動の場合、他教科等との連携を前提とした教材が求められていると推察される。

また、事例集を希望する回答もあった。本調査で対象とした「ホームルーム活動」「生徒会活動」に限らず、学校生活の様々な場面での取組事例をまとめた教材が求められているようである。

図表 5-8-5 特別活動に関して希望する教材の内容・テーマ

分類	回答の内容
内容・テーマに関する事	<p>○個別のテーマを扱った教材 (携帯電話、スマートフォン、SNS、インターネットの利用ルール、交通ルール(特に自転車)、薬物乱用防止、人権、いじめ、労働に関する事、コンプライアンス、年金、税、裁判員制度、刑法、民法、個人情報保護法、知的財産権、女性の立場や権利、国によるルールやマナーの違い)</p> <p>○事例集 ・学校行事(文化祭、球技大会)や部活動における法教育の事例 ・高校生の生活や、社会に出た時に直面する法的なトラブル等をまとめた教材 ・他校の実践事例集</p>
方法に関する事	<p>○紙以外の媒体で提供されること ・新聞報道等で取り上げられることの多い事案に関して、ホームページからダウンロードして活用できる資料</p> <p>○生徒が自ら取り組むことができる教材 ・長期休暇等で使用できる自主学習教材 ・生徒会活動等で生徒が考えルールを作ることができる教材</p>
その他	<p>○現状のままでよい</p> <p>○特別活動では法教育は難しい。公民科の授業に取り入れることが望ましい</p> <p>○文部科学省と連携し、小中学校の道徳と関連させた持続性のある内容を検討して欲しい</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(197校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

6. その他の取組、要望について

(1) その他の取組状況

平成25年度以降の法教育への取組を、公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動以外について聞いたところ、93校から回答があった。

総合的な学習の時間に実施しているとの回答が最も多かった。その内容は、普段の生活に関わること、他の教科等の学習指導に関連するもの等多岐にわたる。方法として、他の教科等で得た知識を、専門家や関係各機関による授業をとおして深めている様子が伺える。

また、生徒指導の一環で日常的に取り組んでいる、長期休暇中の課題として取り組んでいるとの回答も散見された。

図表 6-1-1 法教育に関する取組状況

(公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動を除く)

分類	回答の内容
教科・科目等	<p>○総合的な学習の時間に実施している</p> <p>(内容)身近な法律、スマートフォンの利用方法、いじめ、セクシャル・ハラスメント・人権、知的財産法、個人情報保護法、労働者の権利、裁判員制度、租税教室、シティズンシップ教育の中で法について学ぶ、キャリア教育の一環で法について学ぶ等</p> <p>(連携した専門家や関係各機関) 検察庁、法務局、裁判所、弁護士、税務署、警察署、大学の教員、司法書士、社会保険労務士、ハローワーク</p> <p>○学校が独自に設定した科目で実施している</p> <p>(内容)憲法改正、取調べの可視化、公職選挙法、民法改正、裁判員制度、消費者問題、年金制度等</p> <p>(連携した専門家や関係各機関) 金融アドバイザー、検察官、行政書士等</p> <p>○上記以外の教科等の指導で実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語や進路指導等での小論文のテーマのひとつとして、課題文を読ませて、考えさせている ・宗教科(聖書、キリスト教倫理)で社会正義の問題を扱う
その他	<p>○生徒指導等、日常的に指導している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーチャイム」による学校生活をとおしての「自律」意識の醸成に取り組んでいる ・生徒指導において、マナーの向上、法令遵守について、呼びかけを継続的に行っている <p>○学校行事、長期休暇中に取り組んでいる</p> <p>(内容)「税に関する作文」(夏休みの課題)、いじめ、人権、薬物乱用防止教育、交通安全教室、携帯電話マナー教室、サイバー犯罪防止教室等</p> <p>(連携した専門家や関係各機関) 弁護士会、税務署、警察署、自動車学校等</p>

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答(93校)のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

(2) 法教育全般に関する意見・要望

法務省が今後法教育の充実に向けて取り組んでいくにあたり、高等学校等（普通科）の現場からの意見・要望を求めたところ、96校から回答があった。

教科等の指導内容の範囲で充実させて欲しいとの回答が最も多かった。理由としては、時間的な余裕がないとの回答が多かった。充実させる方法として、文部科学省と連携して、学習指導要領における法教育の位置付けを一層明確にして欲しいとの意見が見られた。また、法教育への理解を深めるために、他校の取組の紹介や教職員研修を充実させて欲しいとの意見も見られた。

他には、本調査を通して法教育への意識が高まったとの回答もあった。

図表 6-2-1 法教育の充実に向けた支援に関する意見・要望等

分類	回答の内容
支援の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○高校生に合った内容にして欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が法律的な知識がないために被害者（加害者）になってしまうような身の回りにおける法的な問題を総合的に学ぶ教材があるとよい ・義務教育段階での法教育を踏まえ、高等学校における法教育をどう体系化していくのか、わかり易く解説したガイドブックが欲しい ○他校の取組例を知りたい ○今後も専門家や関係各機関による学校現場への支援を継続して欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・生徒は専門家の話を聞くことで法律を身近に感じ、また職業について学ぶというキャリア教育の側面もある
支援の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○教科等の指導内容の範囲で充実させて欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・教科の枠の中で実施できるよう工夫願いたい。その他の時間の確保が難しい ○教職員向けの研修会を充実させて欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・法教育の範囲が広く、教職員がその意義を十分理解できていない ○関係各機関との連携を強めて欲しい <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と十分な連携をし、学習指導要領における法教育の位置付けをこれまで以上に確かなものとして欲しい ・「〇〇教育」が次々と教育現場に求められる状況にある。横の連携、国としての大きな方針のもと内容の上手な再編成をぜひ求めたい。現場の状況としては、限られた時間、人員、予算での対応が限界に来ている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○今後充実を図っていきたい <ul style="list-style-type: none"> ・今後、法教育に関する知識理解が益々求められてくるものと思われる。現場としても意識していこうと思う

※自由記述で得られた回答のうち、主なものについて要約・集約して掲載した。当該設問への回答（96校）のうち、概ね2割以上を占める内容に下線を引いている。

Ⅲ まとめと考察

1. 調査結果のまとめ

本調査により確認できた、高等学校等（普通科）※における法教育の実践状況について、次の（１）～（５）のように整理した。

- （１） 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）
- （２） 教職員向け研修会等の状況（学校全体）
- （３） 法教育の取組とその位置付け（学校全体）
- （４） 法教育に関する学習指導の状況（教科等別）
- （５） その他の取組、要望について

※以下、「学校」と表記する場合は、本調査で対象とした「高等学校等（普通科）」を指す。

（１） 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）

法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）について、平成 25 年度は、連携が進んでいる学校ばかりではなく、61.0%の学校がいずれの先とも「連携していない」と回答している。

連携先の中で、回答の割合が最も高いのは「警察署（警察官）」20.4%であった（図表 2-1-1）。「その他」に記述された内容を含めると、連携先は、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）、地方自治体、大学、大学生・大学院生、PTA 等、幅広いことが確認できる。

連携先を選ぶ上で参考にしたウェブサイトや冊子等を自由記述により確認したところ、「各機関からの出前授業の案内」との回答が散見される。また、各機関からの案内や依頼の他に、人的なつながり等から直接申し込むとの回答もあり、私立学校では「併設や附属の大学」に直接申し込むとの回答が目立つ（図表 2-2-1）。

いずれかの先と連携したと回答した学校にその充実度を確認したところ、半数を超える 64.4%が充実したと回答している（図表 2-3-1）。連携にあたっては、目的やテーマの設定のような計画段階から実施後の生徒の様子の共有に至るまで継続的に取り組むことで、各学校の状況にあった内容になり、その充実度が上がっていくと考えられる（図表 2-4-1・2-4-2）。

一方、いずれの先とも連携していないと回答した学校に、今後の連携の予定を確認したところ、約半数（57.2%）が今後の連携も「未定」と回答した（図表 2-5-1）。今後も連携の予定がない、または、未定の主な理由は、「学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから」「どのような連携が可能かわからないから」であった。「その他」に記述された理由には、「教科・特別活動において連携している」が目立つ。私立学校では「中学校段階で実施している」との回答も見受けられる（図表 2-6-1）。

法律家や関係各機関との連携には、「どのような連携が可能なのか」「他校の実践例」等の情報を、学校が年間指導計画を立てる時期までに提供することが求められているようである（図表 2-7-1・2-8-1）。

（２）教職員向け研修会等の状況（学校全体）

教職員を対象とした法教育に関する研修会等について、平成 25 年度に、学校内で研修会・勉強会を開催した学校の割合は 4.8%、学校外で開催された研修会等へ教職員を派遣した学校の割合は 7.2%と、一般的な取組ではない様子が伺える（図表 3-1-1・3-1-2）。

続いて、上述の学校内で研修会・勉強会を開催した学校、学校外で開催された研修会等へ教職員を派遣した学校には、現在、課題と感じていることを確認した。回答の割合が最も高いのは、学校内の研修会・勉強会では「研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない」38.2%、学校外の研修会等では「日時の面で、参加可能な研修会が少ない」39.2%であった（図表 3-4-1・3-4-2）。

なお、平成 25 年度に学校外で開催された研修会等への参加は、平均 2.43 回、1 回あたりの受講費用は平均 2,299 円であった（図表 3-3-1・3-3-2）。また、有効と感じたテーマには、「交通安全教育」「人権教育」「薬物乱用防止教育」等、特定のテーマの中で法教育に触れる形が目立った（図表 3-3-3）。

一方、平成 25 年度に、学校内で研修会・勉強会を実施しなかった学校、学校外で開催された研修会等に教職員を派遣しなかった学校にその理由を確認したところ、学校内の研修会・勉強会では、「研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから」68.7%、「どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから」26.8%の順に回答の割合が高かった（図表 3-5-1）。学校外の研修会等では、「教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから」66.0%、「どのような研修会等があるのかよくわからないから」41.7%の順であった（図表 3-5-2）。学校内、学校外いずれも、「時間的な余裕がない」との回答が多い傾向にある。

教職員向け研修会等に関する意見・要望には、法教育に関する教職員研修を推進する手段として、「教育委員会が主催する研修に組み入れる」等、教育委員会との連携を求める回答が目立った（図表 3-6-1）。学校の現場からは、教職員が研修を受けやすい環境整備が優先的に求められていると推察される。

（３）法教育の取組とその位置付け（学校全体）

法教育は、公民科の学習指導をはじめ、各学校の実態に合った形で教育活動の様々な場面に分散され、実践されている傾向が確認できた。しかし、回答では、法教育に限定した活動を思い浮かべ、実践していないと捉えた場合や、現在、学校現場で「〇〇教育」と言われる活動が多く求められている状況から、「法教育」という言葉に負担感を覚え、十分に取り組むことが難しいと捉えた場合があったと推察される。このような考察に至った経緯は以下のとおりである。

まず、平成 25 年度以降の法教育への取組状況（自由記述）とそれに対する認識（４段階）を確認したところ、取組状況に対する認識は、「やや充実させている」38.6%、「あまり充実させていない」38.2%と、それぞれが４割近くを占めていた（図表 4-1-1）。

自由記述による回答からは、充実させていると回答した学校、充実させていないと回答

した学校ともに、教科等での学習指導、学校行事、生徒指導、教職員研修等、学校生活の様々な場面で法教育に取り組んでいる様子が確認できた。いずれの学校も、約半数が、具体的な取組に公民科での学習指導を挙げていた。また、特別活動や生徒指導において実施している場合、「交通安全教育」「薬物乱用防止教育」のように、法教育以外の「〇〇教育」の中に位置付けて取り組んでいるとの回答もあった（図表 4-1-2）。

なお、充実させていないと回答した学校では、「特にない」との回答も散見された。しかし、その内容を仔細に見ていくと、「教科等での学習指導に限定した取組であるから」「法教育のみとして取り組んでいないから」とあり、実際には、充実させていると回答した学校での取組に似ていた（図表 4-1-2）。

続いて、現在の学校経営における法教育の位置付けを 4 段階で確認したところ、回答の割合は「やや重視している」51.8%、「あまり重視していない」32.8%の順に高かった（図表 4-1-3）。

重視していない理由を自由記述により確認したところ、「他に優先すべきことがあり余裕がない」が最も多い。具体的には、学習指導、進路指導（キャリア教育を含む）に力を入れているとの回答が多かった。この他には、生徒指導、部活動、学校行事、生徒募集、保護者対応や、「〇〇教育」と呼ばれるものが多く挙げられていた。ただし、「〇〇教育」には、「交通安全教育」「薬物乱用防止教育」等、前述の法教育への取組内容について、「法教育以外の「〇〇教育」の中に位置付けて取り組んでいる」との回答と同種の内容が挙げられていた。また、「教職員が法教育を十分に理解できていないから」「〇〇教育と言われるものが多く求められており、優先順位がつけられないから」との回答もあった（図表 4-1-4・4-1-5）。

（４）法教育に関する学習指導の状況（教科等別）

本調査では、公民科・保健体育科（体育）・家庭科・情報科・特別活動について、平成 25 年度の法教育の実践状況を確認した。

①公民科について

公民科では、学習指導要領に示される次の領域を中心に法教育の実践状況を確認した。

- ・「現代社会」私たちの生きる社会、現代社会と人間としての在り方生き方
- ・「倫理」現代と倫理
- ・「政治・経済」現代の政治、現代の経済、現代社会の諸課題

上記の領域について、実施学年を確認したところ、現代社会は第 1 学年、倫理、政治・経済は第 3 学年で履修する傾向が見られた（図表 5-2-1）。年間の実施時間数はいずれの領域でも 2.0 単位時間の学校が最も多かった（図表 5-1-1）。

年間指導計画における重要度・充実度（5 段階）について、回答の割合が最も高い領域は、現代社会「現代社会と人間としての在り方生き方」で、「たいへん重視した」「やや重視し

た」88.2%、「とても充実させた」「いづらか充実させた」83.1%であった(図表5-3-1・5-3-2)。

法律家や関係各機関との連携先は「税務署(税務署職員)」8.2%が最も多く、「税の作文に取り組んだ」「租税教室を実施」との回答があった(図表5-6-1)。

教材の利用状況は、「教科書に即した副教材」が最も高く、現代社会74.6%、倫理76.9%、政治・経済77.3%であった。現代社会、政治・経済では、次いで「新聞記事等」が高く(現代社会66.6%、政治・経済68.1%)、授業において工夫した内容にも「新聞記事を活用することで理解を促した」が多かった(図表5-4-1)。

今後希望する教材の内容・テーマについては、「事例・判例」との回答が多かった。また、「1回の授業で扱える内容や量」「教科書以外のことを教えるゆとりがない」との回答もあった(図表5-8-1)。前述の教材の利用状況をあわせると、新聞等で取り上げられている内容等を使い、限られた授業時間の中で効果的に指導できる教材が求められていると考えられる。

②保健体育科(体育)について

体育では、学習指導要領に示される次の領域を中心に法教育の実践状況を確認した。

- ・ルールやマナーを大切にしようとする事
- ・フェアなプレイを大切にしようとする事
- ・スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けている事

上記の領域について、年間の実施時間数は、第1・2学年では3.0単位時間、第3学年では2.0単位時間の学校が最も多かったが、「すべての時間で実施している」との回答も散見された(図表5-1-1)。

年間指導計画における重要度・充実度(5段階)は、「たいへん重視した」「やや重視した」79.7%、「とても充実させた」「いづらか充実させた」70.7%であった(図表5-3-1・5-3-2)。体育では、安全に競技を行うためにも、ルールを守ることやマナーの大切さを強調しているようである(図表5-7-7)。

法律家や関係各機関との連携については、いずれの先とも「連携していない」96.0%が最も高かった(図表5-6-1)。教材の利用状況について、回答の割合が最も高いのは「教科書に即した副教材」50.0%、次いで「ビデオやDVD等の視聴覚教材」37.6%であった(図表5-4-1)。

今後希望する教材のテーマには、上掲の「フェアプレイ」「マナーとルール」に加えて、「スポーツ基本法」等、体育分野の学習指導に関連する法律も挙げられていた。また、ルールを守らなかったことによって起きた事故やペナルティの事例・判例集、実際の試合を解説したDVD等の視聴覚教材との回答が多く見られた(図表5-8-2)。これらを前述の授業において工夫した点とあわせて考えると、各単元で扱えるものが求められていると考えられる。

③家庭科について

家庭科では、学習指導要領に示される次の領域を中心に法教育の実践状況を確認した。

- ・「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉、生活の自立及び消費と環境
- ・「家庭総合」人の一生と家族・家庭、生活における経済の計画と消費
- ・「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉、消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

上記の領域について、実施学年を確認したところ、家庭基礎は第1学年、家庭総合は第1・2学年、生活デザインは第2学年で履修する傾向が見られた(図表5-2-2)。年間の実施時間数は、家庭基礎、家庭総合は2.0単位時間の学校が最も多かった(図表5-1-1)。

年間指導計画における重要度・充実度(5段階)は、「たいへん重視した」「やや重視した」、「とても充実させた」「いくらか充実させた」と回答した割合が、いずれの領域でも50%を超えている。領域別に見て回答の割合が最も高いのは、「たいへん重視した」「やや重視した」は、家庭総合「生活における経済の計画と消費」83.9%、「とても充実させた」「いくらか充実させた」は、家庭総合「人の一生と家族・家庭」76.0%であった(図表5-3-1・5-3-2)。家庭基礎・家庭総合の学習指導では、家族の形が多様化していることに配慮して「普通」という表現を避けて説明しているようである(図表5-7-8・5-7-10)。

家庭科では、学校単位では法律家や関係各機関との連携は進んでいないようであるが、家庭科教育研究会等、教科の研修会等で連携して教育内容の充実を図っているようである(図表5-6-1・5-7-11)。

教材の利用状況は、「教科書に即した副教材」が最も高く、家庭基礎67.3%、家庭総合61.0%、生活デザイン58.3%であった(図表5-4-1)。他教科等と比べて、法教育に関する教材「身の回りにおける法的な問題(契約・婚姻・親族・相続・不法行為)(私法分野に関する教材)」の利用が比較的進んでいる(図表5-5-1)。

今後希望する教材の内容・テーマについては、家族に関する法律、生活に関わる法律との回答が多く見られた。これらを体験しながら学べる教材が求められていると推察される(図表5-8-3)。

④情報科について

情報科では、学習指導要領に示される次の領域を中心に法教育の実践状況を確認した。

- ・「社会と情報」現代社会の課題と情報モラル

上記の領域について、実施学年を確認したところ、第1学年で履修する傾向が見られた(図表5-2-3)。年間の実施時間数は2.0単位時間の学校が最も多かった(図表5-1-1)。

年間指導計画における重要度・充実度(5段階)は、「たいへん重視した」「やや重視した」85.6%、「とても充実させた」「いくらか充実させた」75.0%であった(図表5-3-1・5-3-2)。

法律家や関係各機関との連携については、いずれの先とも「連携していない」94.2%が

最も高かったが、情報科の場合、総合的な学習の時間と連携し、総合的な学習の時間に法律家や関係各機関による講演等を実施している学校も少なくないと推察される（図表 5-6-1・5-7-14）。

教材の利用状況について、回答の割合が最も高いのは「教科書に即した副教材」57.0%であったが、この分野に関わる法の成立や改正、問題となる事例の変化の速さから、教科書の内容では対応しきれず、様々な教材や資料等を参照している様子が伺えた（図表 5-4-1・5-7-14）。希望する教材に、「最新の情報」との回答が他教科等よりも多く見られるのはそのためと考えられる（図表 5-8-4）。

⑤特別活動について

特別活動では、学習指導要領に示される次の領域を中心に法教育の実践状況を確認した。

- ・「ホームルーム活動」「生徒会活動」よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること

上記の領域について、年間の実施時間数は、すべての学年で1.0単位時間の学校が最も多かった（図表 5-1-1）。年間指導計画における重要度・充実度（5段階）は、「たいへん重視した」「やや重視した」57.7%、「とても充実させた」「いくらか充実させた」50.2%であった（図表 5-3-1・5-3-2）。

他教科等と比較すると、法律家や関係各機関との連携は進んでおり、「警察官（警察署）」24.7%が最も高かった（図表 5-6-1）。警察官（警察署）との連携内容は、交通安全、薬物乱用防止、飲酒や喫煙禁止、情報モラル等多岐にわたる（図表 5-7-15）。

教材の利用状況については、特定の教材に集中することなく、「ビデオやDVD等の視聴覚教材」「教師が独自に作成したもの」「新聞記事等」をはじめ、テーマに応じて選定していると推察される（図表 5-4-1）。

今後希望する教材には、学校生活や普段の生活と関わりのある様々なテーマが見られた。特別活動では、予め用意された領域について理解を深めるためではなく、よりよい生活を築くために、各学校の実態に即したテーマについて、生徒自身で調べ、ルールを作る等、主体的な活動を促す形式やそれを紹介した事例集が求められているようである（図表 5-8-5）。

（5）その他の取組、要望について

①その他の取組

高等学校等（普通科）では、公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動以外で法教育に取り組む場合、総合的な学習の時間で実施することが多く、他教科等で得た知識を、専門家や関係各機関による授業をとおして深めているようである。他には、長期休暇中の課題や、生徒指導の一環で日常的に法教育に取り組んでいる様子も伺える（図表 6-1-1）。

②法教育全般に対する意見・要望

法務省が今後法教育の充実に向けて取り組んでいくにあたり、教科等の指導内容の範囲で充実させて欲しいとの要望が多く寄せられた。この要因には時間的な余裕がないことが挙げられる。充実させる方法として、文部科学省と連携して、学習指導要領における法教育の位置付けを一層明確にして欲しいとの意見が見られた。また、法教育への理解を深めるために、他校の取組の紹介や教職員研修を充実させて欲しいとの意見も見られた。他には、本調査を通して法教育への意識が高まったとの回答もあった(図表6-2-1)。

2. 今後の方策等に関する考察

本調査の回答を踏まえて、今後の方策等として次のようなことが考えられる。

(1) 法教育に関する情報発信の充実

平成25年度より、各教科等において法教育の内容の充実が図られた高等学校学習指導要領が年次進行で実施されており、本調査でも、法教育は、主に教科の学習指導の中で実践されている傾向にあることが確認できた。また、教科等の学習指導以外にも、生徒指導や学校行事をはじめ、学校生活の様々な場面に分散して位置付けられ、実践されている状況も確認できた。一方で、回答では、「法教育」そのものの概念や目的への理解が十分でない様子が伺えるとともに、実践方法や事例等の情報を求める意見も多く見られた。

以上から、今後は法教育に関する情報提供の一層の充実が必要と考えられる。ただし、連携先や関連する教材等の情報を個別に提供する前に、法教育を学校の教育活動全体の中でどのように位置付け実践することが可能か、また、教育活動の各場面で法律家や関係各機関とどのような連携が可能か等の標準的な例を示すことが求められていると考えられる。さらに、各学校が自律的に展開できるよう、多くの実践例の提供も期待されていると考えられる。

(2) 教職員研修の充実

各学校で法教育を展開していくにはそれを担う教職員の育成も重要である。しかし、学校の現場には時間的・人的な余裕がなく、現実的には多くの学校で法教育に関する研修会・勉強会の開催や外部の研修会等への教職員の派遣はなされていない状況にあるため、今後は教職員が研修を受けやすい環境を整備していくことが優先的に求められると考えられる。

そのひとつの方法として、教育委員会と一層連携し、教育委員会等が主催する研修会等、既に多くの教職員が受講しているものに法教育に関する内容を組み入れることを検討していく必要があるのではないかと考えられる。

また、回答からは旅費・交通費を含め費用面で負担を感じている様子も伺えたが、教育委員会等との連携を強めていくことで、旅費や交通費の面でも教職員の負担が軽減され、

参加しやすくなるのではないかと考えられる。

(3) 教材の開発・提供

教職員の研修に加えて、学校の現場では、法教育に関する教材の開発・提供も期待されていると考えられる。今回の調査では、いずれの教科等でも法教育に関する学習指導に多くの時間を確保することは難しく、2.0単位時間程度の中で教科書の内容に即した副教材を利用しながら、学習指導要領に記載されている内容を実施、充実させている傾向にあることが確認できた。法律の成立や改正、問題となる事例の変化の速さから、時に、教科書にない最新の情報や事例が必要となる場合があることも確認できた。

このような状況から、法律家や関係各機関には、教科書やその内容に即した副教材では対応できない部分を担うことが求められていると考えられる。前述のような内容の特性から、インターネットによる配信といった、更新も入手も早くできる方法での提供が期待されているのではないかと考えられる。

参考資料 調査票

法務省委託

高等学校等（普通科）における法教育の実践状況に関する調査

ご記入にあたってのお願い

〈目的〉法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育です。平成 25 年度から、各教科等において法教育の内容の充実が図られた高等学校学習指導要領が年次進行で実施されています。

本調査は、全国の高等学校等（普通科）を対象に、平成 25 年度を中心とした法教育の実践状況等を把握し、今後の更なる法教育の充実・発展に役立てるためのものです。

〈記入方法〉本調査では、管理職（校長・副校長・教頭等）の先生に学校に関することを、各教科等の担当の先生に各教科等における状況（P.5～）をお聞きします。6. その他の取組、要望について（P.16）は、教職員のどなたがご回答いただいても構いません。それぞれの質問について、学校の状況に最も近いものを選んで、あてはまる番号・記号に○をつけるか、空欄に回答を記入してください。

〈情報の取り扱い〉本調査で得た情報は、上記の目的以外で使用することはありません。また調査結果の公表に際して、学校名等を特定されることのないように十分な対策を講じます。

〈問合せ先〉

株式会社エデュケーショナルネットワーク

ソリューション事業本部 担当：須川・平原

TEL:03-5275-9564 / E-mail: consultants@e-network.jp

管理職（校長・副校長・教頭等）の先生にお聞きします。

1. 学校に関すること

(1) 貴校の所在地について教えてください。

都・道・府・県 市・区・郡

(2) 貴校は、国立・公立・私立のいずれですか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. 国立 2. 公立 3. 私立 4. その他 ()

(3) 貴校は、男女共学・別学のどちらですか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. 共学校 2. 男子校 3. 女子校

(4) 貴校は高等学校・中高一貫の学校のどちらですか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1. 高等学校 2. 中等教育学校 3. 併設型の中学校・高等学校 4. 連携型の中学校・高等学校

(5) 貴校の教職員数（非常勤教職員を除く）について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。中等教育学校及び併設型の中高一貫校の場合は、中学校・高等学校の合計人数を回答してください。

- | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20～29人 | 3. 30～39人 | 4. 40～49人 | 5. 50～59人 | 6. 60～69人 |
| 7. 70～79人 | 8. 80～89人 | 9. 90～99人 | 10. 100人以上 | | |

2. 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）

(1) 平成25年度に、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。各教科・科目及び特別活動の授業に関しては、5.以降にお聞きしますので、ここではこれらを除いた教育活動についてお答えください。

- | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|
| 1. 裁判所（裁判官等） | 2. 法務省や検察庁（検察官等） | 3. 弁護士会（弁護士） |
| 4. 司法書士会（司法書士） | 5. 大学の教員 | 6. 税務署（税務署職員） |
| 7. 税理士会（税理士） | 8. 警察署（警察官） | |
| 9. 日本司法支援センター（法テラス） | 10. 企業のコンプライアンス担当者 | |
| 11. その他（具体的に： _____） | 12. 連携していない | |

⇒「12. 連携していない」場合は、2.（5）以降へ、それ以外は、2.（2）以降へ

(2) 前問（1）で、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携したとお答えの場合、連携先を選ぶ際に参考にしたウェブサイトや冊子等があれば、教えてください。

(3) 平成25年度に、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）を行ったことにより、学校の法教育の取組は充実しましたか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. とても充実した | 2. まあ充実した | 3. どちらともいえない |
| 4. あまり充実しなかった | 5. まったく充実しなかった | 6. わからない |

(4) 前問（3）について、なぜそのようにお考えか、理由を教えてください。併せて、「1. とても充実した」「2. まあ充実した」とお答えの場合には、特にどのような連携が効果的であったのかを教えてください。

<理由>

<効果的であった連携内容>

⇒続いて、2.（5）～2.（6）をとばし、2.（7）以降にお答えください。

(5) 前頁 2. (1) で、「12. 連携していない」とお答えの方にお聞きします。今後何らかの形で法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携して法教育を行う予定（希望）はありますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- | | |
|-------|----------------------|
| 1. ある | ⇒ 2. (7) 以降にお答えください。 |
| 2. ない | ⇒ 2. (6) 以降にお答えください。 |
| 3. 未定 | ⇒ 2. (6) 以降にお答えください。 |

(6) 前問 (5) で、「2. ない」「3. 未定」とお答えの場合、その理由についてあてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. 法律家や関係各機関と連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから | |
| 2. 連携先を見つける方法がよくわからないから | 3. どのような連携が可能かわからないから |
| 4. 連携のための予算を確保できないから | |
| 5. 学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの人的な余裕がないから | |
| 6. 学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから | |
| 7. 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから | 8. その他 () |

(7) 法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について、法務省に期待することはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。※各教科・科目及び特別活動を除いてお答えください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. どのような連携先があるのか（種類） | 2. どのような連携が可能なのか |
| 3. 連携にかかる費用 | 4. 教職員対象研修会（対象・内容・費用等） |
| 5. 他校の実践例 | 6. その他 () |
| 7. 特に知りたい情報はない | |

(8) その他、法務省が、高等学校等（普通科）に対して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する支援を行っていくにあたり、ご意見・ご要望等がありましたら、以下にご記入ください。

--

3. 教職員向け研修会等の状況（学校全体）

(1) 貴校では、平成 25 年度に、学校内で法教育に関する教職員の研修会・勉強会を開催しましたか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 開催したことがある⇒ 3. (2) 以降へ | 2. 開催したことはない⇒ 3. (4) 以降へ |
|--------------------------|--------------------------|

(2) 前問 (1) で「1. 開催したことがある」とお答えの場合、平成 25 年度に、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教職員の研修会・勉強会を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------|--------------------|---------------|
| 1. 裁判所（裁判官等） | 2. 法務省や検察庁（検察官等） | 3. 弁護士会（弁護士） |
| 4. 司法書士会（司法書士） | 5. 大学の教員 | 6. 税務署（税務署職員） |
| 7. 税理士会（税理士） | 8. 警察署（警察官） | |
| 9. 日本司法支援センター（法テラス） | 10. 企業のコンプライアンス担当者 | |
| 11. その他（具体的に：) | 12. 連携していない | |

(3) 3. (1) で、「1. 開催したことがある」とお答えの場合、現在、課題と感じていることはありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない	2. 内容が充実していない
3. 関わりをもつ教職員が少ない	4. その他 ()
5. 特に課題と感じることはない	

⇒つづいて3. (5) にお答えください。

(4) 3. (1) で、「2. 開催したことはない」とお答えの場合、その理由についてあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 研修会・勉強会等を開催しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから	
2. 学校外で開催される研修会等でまかなえているから	3. どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから
4. 研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから	5. 研修会・勉強会等を開催する人的余裕がないから
6. その他 ()	

(5) 貴校では、平成 25 年度に、学校外で行われた法教育に関する教職員研修会等に、教職員を派遣したことはありますか。

1. 派遣したことがある⇒3. (6) 以降へ	2. 派遣したことはない⇒3. (8) 以降へ
-------------------------	-------------------------

(6) 平成 25 年度に、学校外で行われた法教育に関する教職員研修会等への教職員の派遣状況について、①派遣回数(合計)、②費用(平均)、③有効と感じたテーマ(3つまで)を教えてください。

①派遣回数 合計 回 ②費用 円/回

③有効と感じたテーマ/参加者の分掌・役職

テーマ :	/参加者の分掌・役職 :
テーマ :	/参加者の分掌・役職 :
テーマ :	/参加者の分掌・役職 :

(7) 3. (5) で、「1. 派遣したことがある」とお答えの場合、現在、課題と感じることはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 研修会の開催情報を得る手段が不足している	2. 日時の面で、参加可能な研修会が少ない
3. 費用面で、参加可能な研修会が少ない	4. 内容面で魅力的な研修会が少ない
5. 学校内に、関わりを持つ教職員が少ない	6. その他 ()
7. 特に課題と感じることはない	

⇒つづいて3. (9) にお答えください。

(8) 3. (5) で、「2. 派遣したことはない」とお答えの場合、その理由についてあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 研修会等に参加しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから
2. 学校内で開催している研修会等でまかなえているから
3. どのような研修会等があるのかよくわからないから
4. 役に立つと思われる研修会等が開催されていないから
5. 研修にかかる費用を確保できないから
6. 教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから
7. その他 ()

(9) その他、法務省が高等学校等（普通科）に対して、法教育に関する教職員の研修会等の支援を行っていくにあたり、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

4. 法教育の取組とその位置付け（学校全体）

(1) 貴校では、法教育にどのように取り組まれていますか。平成 25 年度以降に、どの科目、どの指導項目、どの行事等の、どのようなところで取り組まれているか、具体的にお聞かせください。

(2) 前問(1)でお答えいただいた貴校における法教育の取組状況について、現状をどのようにお考えですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. とても充実させている 2. やや充実させている 3. あまり充実させていない 4. まったく充実させていない

(3) 現在、貴校の学校経営において、法教育はどのような位置付けですか。その重要度について、あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. たいへん重視している 2. やや重視している 3. あまり重視していない 4. まったく重視していない

(4) 前問(3)で、「3. あまり重視していない」「4. まったく重視していない」と回答した学校にお聞きます。その理由、及び、現在貴校の学校経営で重点を置いている活動について、具体的にお聞かせください。

<理由>

<現在、学校経営において重点を置いている活動>

続いて、公民科、保健体育科、家庭科、情報科、特別活動をご担当の先生にお聞きます。

5. 法教育に関する学習指導の状況（教科等別）

(1) 公民科での学習指導

公民科（現代社会、倫理、政治・経済）について、学習指導要領及び解説にはいくつかの観点から法教育に関する内容が示されています。

回答にあたってのお願い

1. 平成 25 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。
2. 表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校 2・3 年生、中等教育学校 5・6 年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答していただけますようお願いいたします。
3. 学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

①貴校では、平成 25 年度に、公民科で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。(学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。)

学習指導要領での記載内容	学年 (○をつけてください)	単位時間 (年間)
「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	1・2・3	
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての考察/ ・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割/・司法制度 の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働問題/・経済活動を支える 私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	1・2・3	
「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	1・2・3	
「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務の関係/ ・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	1・2・3	
「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	1・2・3	
「政治・経済」現代社会の諸課題 ・雇用と労働を巡る問題	1・2・3	
上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。	1・2・3	

②平成 25 年度の公民科年間指導計画において、①に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての 考察/・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割/ ・司法制度の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働 問題/・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務 の関係/・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「政治・経済」現代社会の諸問題 ・雇用と労働を巡る問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

③平成 25 年度の公民科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。

A. 現代社会

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

B. 倫理

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

C. 政治・経済

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

④公民科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

⑤法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 25 年度に、次に挙げる教材を公民科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2. 労働と法に関する教材
3. 身の回りにおける法的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6. 上記の教材は利用したことがない

⑥平成 25 年度に、公民科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 裁判所（裁判官等）	2. 法務省や検察庁（検察官等）	3. 弁護士会（弁護士）
4. 司法書士会（司法書士）	5. 大学の教員	6. 税務署（税務署職員）
7. 税理士会（税理士）	8. 警察署（警察官）	
9. 日本司法支援センター（法テラス）	10. 企業のコンプライアンス担当者	
11. その他（具体的に： _____）		12. 連携していない

⑦平成 25 年度の公民科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	
「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての考察/・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割 ・司法制度の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働問題 ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	
「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	
「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務の関係/・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	
「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	
「政治・経済」現代社会の諸課題 ・雇用と労働を巡る問題	

(2) 保健体育科（体育）での学習指導

保健体育科（体育）について、学習指導要領及び解説にはいくつかの観点から法教育に関する内容が示されています。

回答にあたってのお願い

- 平成 25 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。
- 表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校 2・3 年生、中等教育学校 5・6 年生については、旧学習指導要領によって指導がなされている場合は、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答していただけますようお願いいたします。
- 学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

①貴校では、平成 25 年度に、保健体育科（体育）で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。学年別に単位時間数をお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	学年	単位時間 (年間)
〈体育〉 ・ルールやマナーを大切にしようとする事 ・フェアなプレイを大切にしようとする事 ・スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること	1	
	2	
	3	

②平成 25 年度の保健体育科（体育）年間指導計画において、①に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
<体育>・ルールやマナーを大切にしようとする事 / フェアなプレイを大切にしようとする事 / スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

③平成 25 年度の保健体育科（体育）における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。

A. 体育

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	

④保健体育科（体育）における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

⑤平成 25 年度に、保健体育科（体育）において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 裁判所（裁判官等）	2. 法務省や検察庁（検察官等）	3. 弁護士会（弁護士）
4. 司法書士会（司法書士）	5. 大学の教員	6. 税務署（税務署職員）
7. 税理士会（税理士）	8. 警察署（警察官）	
9. 日本司法支援センター（法テラス）	10. 企業のコンプライアンス担当者	
11. その他（具体的に： _____）		12. 連携していない

⑥平成 25 年度の保健体育科（体育）における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
<体育> ・ルールやマナーを大切にしようとする事 / フェアなプレイを大切にしようとする事 / スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること	

(3) 家庭科での学習指導

家庭科（家庭基礎、家庭総合、生活デザイン）について、学習指導要領及び解説にはいくつかの観点から法教育に関する内容が示されています。

回答にあたってのお願い

1. 平成 25 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。
2. 表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校 2・3 年生、中等教育学校 5・6 年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答していただけますようお願いいたします。
3. 学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

①貴校では、平成 25 年度に、家庭科で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でのどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	学年 (○をつけてください)	単位時間 (年間)
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	1・2・3	
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1・2・3	
「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・ 家族・家庭と法律	1・2・3	
「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・ 消費行動における意思決定 / ・消費者としての権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1・2・3	
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	1・2・3	
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1・2・3	
上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。	1・2・3	

②平成 25 年度の家庭科年間指導計画において、①に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・ 家族・家庭と法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・ 消費行動における意思決定 / ・ 消費者としての権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

③平成 25 年度の家庭科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。

A. 家庭基礎

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

B. 家庭総合

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

C. 生活デザイン

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

④家庭科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

--

⑤法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 25 年度に、次に挙げる教材を家庭科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 経済活動を支える私法の基本的な考え方や雇用・労働問題に関する教材
2. 労働と法に関する教材
3. 身の回りにおける法的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6. 上記の教材は利用したことがない

⑥平成 25 年度に、家庭科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 裁判所（裁判官等）	2. 法務省や検察庁（検察官等）	3. 弁護士会（弁護士）
4. 司法書士会（司法書士）	5. 大学の教員	6. 税務署（税務署職員）
7. 税理士会（税理士）	8. 警察署（警察官）	
9. 日本司法支援センター（法テラス）	10. 企業のコンプライアンス担当者	
11. その他（具体的に： _____ ）		12. 連携していない

⑦平成 25 年度の家庭科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	
「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	
「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・ 家族・家庭と法律	
「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・ 消費行動における意思決定 / ・ 消費者としての権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	
「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・ 家族に関する法律	
「生活デザイン」消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・ 消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 / ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	

(4) 情報科での学習指導

情報科について、学習指導要領及び解説にはいくつかの観点から法教育に関する内容が示されています。

回答にあたってのお願い

1. 平成 25 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。
2. 表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校 2・3 年生、中等教育学校 5・6 年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答いただけますようお願いいたします。
3. 学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

①貴校では、平成 25 年度に、情報科で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でのどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。(学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。)

学習指導要領での記載内容	学年 (○をつけてください)	単位時間 (年間)
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/・法規及び個人の責任/・知的財産や個人情報の保護	1・2・3	
上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。	1・2・3	

②平成 25 年度の情報科年間指導計画において、①に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/・法規及び個人の責任/・知的財産や個人情報の保護	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

③平成 25 年度の情報科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。

A. 社会と情報

1. 教科書に即した副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他（具体的に： _____）
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	8. 平成 25 年度は履修させていない

④情報科における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

⑤法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 25 年度に、次に挙げる教材を情報科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2. 労働と法に関する教材
3. 身の回りにおける法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6. 上記の教材は利用したことがない

⑥平成 25 年度に、情報科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 裁判所（裁判官等）	2. 法務省や検察庁（検察官等）	3. 弁護士会（弁護士）
4. 司法書士会（司法書士）	5. 大学の教員	6. 税務署（税務署職員）
7. 税理士会（税理士）	8. 警察署（警察官）	
9. 日本司法支援センター（法テラス）	10. 企業のコンプライアンス担当者	
11. その他（具体的に：)		12. 連携していない

⑦平成 25 年度の情報科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/ ・法規及び個人の責任/ ・知的財産や個人情報の保護	

(5) 特別活動での学習指導

特別活動について、学習指導要領及び解説にはいくつかの観点から法教育に関する内容が示されています。

回答にあたってのお願い

学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

①貴校では、平成 25 年度に、特別活動で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。学年別に単位時間数をお答えください。(学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。)

学習指導要領での記載内容	学年	単位時間 (年間)
「ホームルーム活動」「生徒会活動」・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること	1	
	2	
	3	

②平成 25 年度の特別活動年間指導計画において、①に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
「ホームルーム活動」「生徒会活動」・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

③平成 25 年度の特別活動における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。

1. 副教材	2. 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等
3. 新聞記事等	4. ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5. 教師が独自に作成したもの	6. その他 (具体的に: _____)
7. 教科書以外の教材は特に利用していない	

④特別活動における法教育に関して、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

⑤法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 25 年度に、次に挙げる教材を特別活動の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 経済活動を支える私法の基本的な考え及び雇用・労働問題に関する教材 |
| 2. 労働と法に関する教材 |
| 3. 身の回りにおける法的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材） |
| 4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材） |
| 5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材） |
| 6. 上記の教材は利用したことがない |

⑥平成 25 年度に、特別活動において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|
| 1. 裁判所（裁判官等） | 2. 法務省や検察庁（検察官等） | 3. 弁護士会（弁護士） |
| 4. 司法書士会（司法書士） | 5. 大学の教員 | 6. 税務署（税務署職員） |
| 7. 税理士会（税理士） | 8. 警察署（警察官） | |
| 9. 日本司法支援センター（法テラス） | 10. 企業のコンプライアンス担当者 | |
| 11. その他（具体的に： _____） | | 12. 連携していない |

⑦平成 25 年度の特別活動における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
「ホームルーム活動」「生徒会活動」・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること	

最後に、その他の取組、要望についてお聞きします。この質問には、教職員のどなたが回答していただいても構いません。

6. その他の取組、要望について

(1) 5. では、公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動における、法教育の状況についてお聞きしました。その他の科目や総合的な学習の時間等において法教育を実施している場合、平成 25 年度以降に、どの科目、どの指導項目の、どのようなところで取り組まれているか、具体的にお聞かせください。

(2) 法務省では、今後さらなる法教育の充実に向けて取り組んでいく予定です。高等学校等（普通科）の現場から見て、法教育に対するご意見・ご要望があればご自由にお書きください。

質問は以上です。返信用封筒に入れ、期限までにご投函ください。ご協力ありがとうございました。